

5. 船員保険事業

(1) 保険運営の企画・実施

i) 保険者としての総合的な取組の推進

加入者の疾病の予防や健康増進、医療費の質の確保、医療費の適正化のため、加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供、保健・福祉事業の効果的な推進、各種給付の適正かつ迅速な支払い等の取り組みを総合的に推進しました。

ii) 情報提供・広報の充実

加入者・船舶所有者の方々への情報提供・広報については、申請手続きや健康づくりに関する情報などを掲載した「船員保険マンスリー」を毎月発行するなど、ホームページを活用し、加入者や船舶所有者の皆様役に役立つ情報を提供しています。

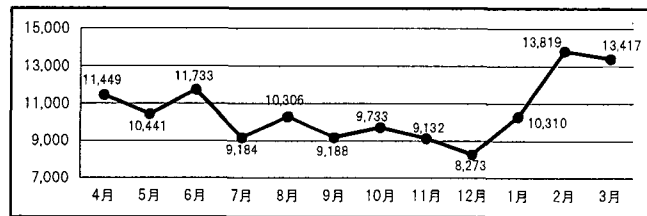
また、インターネットを利用いただけない加入者や船舶所有者の方々を含めた幅広い広報をするため、次のような取り組みを行いました。

- 船員保険の事業内容を簡潔に紹介したパンフレット「船員保険業務のご案内」を作成し、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所などの関係機関に配布しました。
- 船員保険の運営状況等について掲載したリーフレット「船員保険通信」を作成し、全被保険者（疾病任意継続被保険者を含む。）に23年11月に配布しました。
- 短波無線によるFAX放送を利用し、遠洋航海船舶に従事する被保険者を対象に保険給付の内容や健康づくり等に係る広報を実施しました。
- 船舶所有者の方には日本年金機構の協力のもと保険料納入告知書の送付の際に保険料率変更リーフレットを同封し、また、疾病任意継続被保険者の方には保険料納付書の送付の際に保険料率変更リーフレットや健診案内リーフレット等を同封し、配布しました。

また、関係団体の機関誌等に健診案内などの情報を掲載いただきました。

今後とも、加入者の視点に立ったわかりやすい広報を心がけるとともに、様々な広報媒体を活用しながら情報発信力を強化していきます。

【(図表4-26) 船員保険部ホームページアクセス件数(23年4月～24年3月)】



(注) 船員保険部トップページのアクセス件数

iii) 健全かつ安定的な財政運営の確保

23年度の船員保険の収入は480億円であり、その主な内訳は、保険料等交付金が344億円、疾病任意継続被保険者保険料が14億円、国庫補助金・負担金が36億円、職務上年金給付費等交付金が80億円となっています。

一方、支出は446億円であり、その主な内訳は、保険給付費が270億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が108億円、介護納付金が33億円、業務経費・一般管理費が33億円となっています。

23年度においては、船員保険の中期的収支見通しを作成し、船員保険協議会で検討いたしました。平成19年の制度改正の効果もあり、船員保険の直近の財政状況は安定しています。しかしながら、被保険者数、標準報酬の低下傾向や医療費の増加傾向は継続しており、今後とも、各種指標の動向等を見極めながら、安定的な財政運営に努めていく必要があります。

iv) 準備金の安全確保かつ有利な管理・運用

船員保険の準備金は、今後の保険給付費等の支払いに備えるほか、被保険者の皆様の保険料率の軽減に充てるため等の財源として保有しています。この準備金は、22年6月から金銭信託（運用対象は満期保有を原則とした日本国債）により運用しており、23年度の運用益は約8,000万円となっています。

(2) 船員保険給付等の円滑な実施

i) 現金給付の支給状況(23年4月～24年3月)

職務外給付の23年度の支給額は、傷病手当金17億1,341万円（支給件数6,308件）、出産手当金809万円（同17件）、出産育児一時金4億8,801万円（同1,163件）、高額療養費（償還払い）1億8,672万円（同2,377件）、柔道整復施術療養費1億9,885万円（同42,730件）、その他の療養費4,631万円（同2,840件）となっています。

また、職務上乗せ給付の23年度の支給額は、休業手当金1億3,804万円（同962件）、障害年金・遺族年金208万円（23年度末の受給権者数4人）、障害手当金・遺族一時金797万円（支給件数17件）となっています。

また、職務上経過給付は、傷病手当金4億317万円（同1,025件）、障害年金・遺族年金41億6,079万円（23年度末の受給権者数2,305人）、障害手当金7,667万円（支給件数17件）となっています。

【(図表4-27) 過去5年間の現金給付等の推移】

(単位: 件、千円、1件当たり金額: 円、受給権者: 人)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
職務外給付	傷病手当金	件数	7,761 (▲0.2%)	7,796 (0.5%)	7,173 (▲8.0%)	6,735 (▲6.1%)	6,308 (▲6.3%)
		金額	1,866,142 (8.0%)	1,970,451 (5.6%)	1,815,664 (▲7.9%)	1,883,816 (3.8%)	1,713,409 (▲9.0%)
		1件当たり金額	240,451 (8.3%)	252,752 (5.1%)	253,125 (0.1%)	279,705 (10.5%)	271,625 (▲2.9%)

出産手当金	件数	6 (▲68.4%)	6 (0.0%)	4 (▲33.3%)	17 (325.0%)	17 (0.0%)
	金額	4,995 (▲51.0%)	5,270 (5.5%)	3,909 (▲25.8%)	10,057 (157.3%)	8,095 (▲19.5%)
出産育児一時金	件数	1,063 (▲3.5%)	1,106 (4.0%)	976 (▲11.8%)	1,154 (18.2%)	1,163 (0.8%)
	金額	371,950 (4.9%)	392,560 (5.5%)	371,653 (▲5.3%)	483,630 (30.1%)	488,010 (0.9%)
高額療養費	件数	10,593 (3.7%)	11,954 (12.8%)	11,857 (▲0.8%)	12,052 (1.6%)	11,726 (▲2.7%)
	金額	1,239,332 (16.9%)	1,228,322 (▲0.9%)	1,212,346 (▲1.3%)	1,249,267 (3.0%)	1,263,589 (1.1%)
	1件当たり金額	116,995 (12.7%)	102,754 (▲12.2%)	102,247 (▲0.5%)	103,656 (1.4%)	107,760 (4.0%)
現物給付分	件数	6,322 (74.5%)	8,965 (41.8%)	9,648 (7.6%)	9,380 (▲2.8%)	9,349 (▲0.3%)
	金額	782,308 (116.4%)	992,666 (26.9%)	1,052,274 (6.0%)	1,038,565 (▲1.3%)	1,076,869 (3.7%)
	1件当たり金額	123,744 (24.0%)	110,727 (▲10.5%)	109,067 (▲1.5%)	110,721 (1.5%)	115,185 (4.0%)
現金給付分 (償還払い)	件数	4,271 (▲35.2%)	2,989 (▲30.0%)	2,209 (▲26.1%)	2,672 (21.0%)	2,377 (▲11.0%)
	金額	457,024 (▲34.5%)	235,656 (▲48.4%)	160,072 (▲32.1%)	210,702 (31.6%)	186,720 (▲11.4%)
	1件当たり金額	107,006 (1.0%)	78,841 (▲26.3%)	72,464 (▲8.1%)	78,855 (8.8%)	78,553 (▲0.4%)
療養費	件数	-	-	-	35,613 (-)	45,570 (28.0%)
	金額	-	-	-	200,997 (-)	245,163 (22.0%)
	1件当たり金額	-	-	-	5,644 (-)	5,380 (▲4.7%)
柔道整復 施術療養費	件数	-	-	-	32,953 (-)	42,730 (29.7%)
	金額	-	-	-	153,311 (-)	196,850 (29.7%)
	1件当たり金額	-	-	-	4,652 (-)	4,654 (0.0%)
その他の 療養費	件数	-	-	-	2,660 (-)	2,840 (6.8%)
	金額	-	-	-	47,686 (-)	46,313 (▲2.9%)
	1件当たり金額	-	-	-	17,927 (-)	16,307 (▲9.0%)
休業手当金	件数	-	-	0	693 (-)	962 (38.8%)
	金額	-	-	0	92,002 (-)	138,035 (50.0%)
	1件当たり金額	-	-	0	132,759 (-)	143,488 (8.1%)
障害年金	受給権者	-	-	0	0 (-)	1 (-)
	金額	-	-	0	0 (-)	1,449 (-)
遺族年金	受給権者	-	-	0	0 (-)	3 (-)
	金額	-	-	0	0 (-)	629 (-)
障害手当金	件数	-	-	0	4 (-)	11 (175.0%)
	金額	-	-	0	638 (-)	4,842 (659.0%)
遺族一時金	件数	-	-	0	1 (-)	6 (500.0%)
	金額	-	-	0	1,026 (-)	3,132 (205.3%)

職務上経過的給付	傷病手当金	件数	5,114 (▲3.6%)	5,131 (0.3%)	4,799 (▲6.5%)	2,209 (▲54.0%)	1,025 (▲53.6%)
		金額	1,738,512 (▲3.0%)	1,782,177 (1.4%)	1,825,932 (3.6%)	888,696 (▲51.3%)	403,174 (▲54.6%)
		1件当たり金額	339,952 (0.6%)	343,437 (1.0%)	380,482 (10.8%)	402,307 (5.7%)	393,340 (▲2.2%)
	障害年金	受給権者	530 (▲0.8%)	527 (▲0.6%)	528 (0.2%)	533 (0.9%)	532 (▲0.2%)
		金額	1,145,401 (▲0.1%)	1,138,328 (▲0.6%)	956,202 (-)	980,901 (2.6%)	947,878 (▲3.4%)
	遺族年金	受給権者	1,682 (2.6%)	1,719 (2.2%)	1,762 (2.5%)	1,778 (0.9%)	1,773 (▲0.3%)
		金額	3,473,737 (3.2%)	3,574,576 (2.9%)	3,227,706 (-)	3,275,894 (1.5%)	3,212,915 (▲1.9%)
	障害手当金	件数	70 (▲12.5%)	65 (▲7.1%)	59 (▲9.2%)	64 (8.5%)	17 (▲73.4%)
		金額	224,355 (▲23.0%)	178,643 (▲20.4%)	194,990 (9.2%)	199,964 (2.6%)	76,671 (▲61.7%)
	遺族一時金	件数	8 (▲14.3%)	9 (50.0%)	16 (77.8%)	3 (▲81.3%)	0 (▲100.0%)
		金額	81,500 (27.0%)	99,043 (21.5%)	124,164 (25.4%)	22,182 (▲82.1%)	0 (▲100.0%)

(注1) ()内は、対前年度増減率である。

(注2) 21年度の件数及び金額は、社会保険庁において支給したものと協会で行ったものととの合計である。

(注3) 療養費には下船後の療養補償に係るものを含めていない。

(注4) 19年度及び20年度の障害年金及び遺族年金の金額は、各年度末における年金額の総額である。

ii) サービス向上のための取組

① お客様満足度調査

加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金及び高額療養費の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を初めて実施しました。(23年12月～24年1月)

【図表4-28】お客様満足度調査

指標	保険証を送付した 疾病任意継続被保 険者の方	傷病手当金・高額療 養費の支給決定通 知書を送付した方
申請手続き期間に対する満足度	37%	41%
申請書の内容等に対する満足度	36%	31%
職員の応接態度に対する満足度	63%	56%
申請手続き全体に対する満足度	36%	41%

② サービススタンダード

船員保険給付の申請の受付から振込までの標準的な期間であるサービススタンダードについては、23年度においては、10営業日以内と定め、サービスの向上を目指してまいりました。

サービススタンダードの達成率(10営業日以内に振込むことができた割合)は、23年度全体では99.0%ですが、23年9月以降は毎月100%を達成しています。また、平均所要日数は7.17日でした。

保険証の発行に要する日数についても、23年度の平均は2.04日（疾病任意継続被保険者分は2.28日）であり、目標指標である3営業日以内を達成しています。

③ 各種申請書等の受付体制等の整備

船員保険業務については、事務処理の効率化を図るため本部一括処理としており、受付については船員保険部への郵送をお願いしているところですが、加入者の方等の利便性を考慮し、各支部においても各種申請書の受付を行えるようにし、また、船員保険部内にコールセンターを設置して加入者等からの問い合わせ等に迅速に対応しています。

iii) 被扶養者資格の再確認

被扶養者資格の再確認については、23年度当初の実施を予定しておりましたが、東日本大震災の影響により見送ることにしました。

なお、24年度実施に向け、24年3月に船舶所有者あてに実施の事前案内を送付しました。

iv) 医療費のお知らせの実施

医療費のお知らせ（医療費通知）については、加入者の方々に健康及び医療保険制度に対する意識を深めていただくとともに、医療費の不正請求の抑止を図るため、協会移管後初めて24年3月に送付しました。

v) レセプト点検の効果的な推進

レセプト点検については、健康保険事業に係る点検職員のリソースを活用し、事務処理を円滑に行うため、東京支部において業務を行っています。

23年度においては、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例に関する情報の共有化を行いました。また、レセプトシステムの抽出機能を強化し、レセプト点検の効果的な推進に努めました。

なお、被保険者1人当たりの効果額は、次のとおりとなっており、協会移管前後に発生した滞留分の影響がなくなったこと等により、23年度の効果額は22年度と比べ減少しています。

【(図表4-29) レセプト点検効果額】

	被保険者1人当たり効果額	
資格点検	1,638円	(2,357円)
内容点検	1,244円	(1,967円)
外傷点検	606円	(619円)

(注) ()内は、22年度の数値である。

⑨ 資格点検及び内容点検は、4月から3月までの間に社会保険診療報酬支払基金から再審査の結果が通知されたレセプトに係る効果額。

外傷点検は、4月から3月までの間に返納金の決定を行ったレセプトに係る効果額。

vi) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、被保険者の資格を喪失または被扶養者の要件に該当しなくなった後においても保険証の返却がされていない方へ文書を送付するなど、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めました。

また、発生した債権については、文書による催告を行うなど早期回収に努めました。

(3) 保健・福祉事業の着実な実施

i) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

20年4月から40歳以上の加入者に対する特定健康診査（以下「特定健診」）及び特定健診後の特定保健指導の実施が医療保険者に義務づけられ、国から特定健診実施率等の達成目標（参酌標準）が示されています。24年度の達成目標は、特定健診実施率70%、特定保健指導実施率45%、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率は対20年度比10%とされており、その達成状況に応じて、各保険者が負担する後期高齢者医療制度への支援金が加算減算される仕組みになっています。

これらの目標の達成に向けて、20年4月に船員保険における5カ年計画（下表参照）が策定されており、協会としても、これを踏まえ、特定健診等を推進しています。

【(図表4-30) 5カ年計画における実施率目標】

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(参酌標準)
特定健康診査	48.6%	55.1%	60.1%	65.1%	70.0%
被保険者	60.0%	62.5%	65.0%	67.5%	70.0%
被扶養者	35.0%	43.8%	52.6%	61.4%	70.0%
特定保健指導	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%
被保険者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%
被扶養者	20.0%	26.2%	32.4%	38.6%	45.0%

(注) 被保険者に係る健診実施率については、船舶所有者からの船員手帳健康証明取得分20%を含む。

しかしながら、特定健診及び特定保健指導の実施率はともに目標を下回る結果となっています。これは、他の保険者（健康保険組合や共済組合）に比べて規模の小さい事業所が多く、かつ広い地域に点在していることや乗船中の被保険者との接触がとりにくいことなどから、効率的な健診の受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいという事情が背景にあります。

23年度は、健診実施機関の拡大など、受診しやすい環境の整備を進めましたが、東日本大震災の影響もあり、健診や特定保健指導の実施率（速報値）は、ほぼ前年度と同程度の水準にとどまりました。

24年度は、加入者に対する広報や個別の働きかけの強化、受診手続きの更なる簡素化など、実施率の向上に向けた取り組みを行っていきます。

【(図表 3-31) 健診の実績 (速報値)】

	21年度		22年度		23年度		22年度比較増減		
	対象者数	実施率	対象者数	実施率	対象者数	実施率	受診者数	実施率	
生活習慣病予防健診 (被保険者の特定健診) 40～74歳	(対象者) 43,385人 (受診者) 14,320人	33.0%	(対象者) 41,771人 (受診者) 14,060人	33.7%	(対象者) 40,665人 (受診者) 13,748人	33.8%	▲312人	0.1%	
生活習慣病予防健診 (被保険者) 35～39歳	(対象者) 4,691人 (受診者) 1,749人	37.3%	(対象者) 4,657人 (受診者) 1,874人	40.2%	(対象者) 4,707人 (受診者) 1,886人	40.1%	12人	▲0.1%	
特定健康診査 (被扶養者) 40～74歳	(対象者) 29,850人 (受診者) 2,558人	8.6%	(対象者) 28,596人 (受診者) 2,419人	8.5%	(対象者) 27,435人 (受診者) 2,408人	8.8%	▲11人	0.3%	
特定保健指導 (被保険者)	初回面談	(対象者) 4,547人 (受診者) 1,074人	23.6%	(対象者) 4,484人 (受診者) 1,037人	23.1%	(対象者) 4,177人 (受診者) 974人	23.3%	▲63人	0.2%
	6か月後評価	280人	6.2%	286人	6.4%	229人	5.5%	▲57人	▲0.9%
特定保健指導 (被扶養者)	初回面談	(対象者) 269人 (受診者) 17人	6.3%	(対象者) 232人 (受診者) 13人	5.6%	(対象者) 270人 (受診者) 5人	1.9%	▲8人	▲3.7%
	6か月後評価	2人	0.7%	6人	2.6%	1人	0.4%	▲5人	▲2.2%

(注1) 健診については、当該年度末時点の年齢要件に該当する加入者（独立行政法人等職員被保険者を除く。）を「(対象者)」とし、当該年度中の受診者を「(受診者)」としている。

(注2) 船舶所有者からの船員保険手帳健康証明取得分を含めていない。

特定健診・特定保健指導に係る23年度の主な取り組みは、以下のとおりです。

ア. 健診実施機関の拡大

生活習慣病予防健診	21年度末現在	117 機関
	22年度末現在	123 機関
	23年度末現在	126 機関
特定健康診査	21年度末現在	1,241 機関
	22年度末現在	1,420 機関
	23年9月末現在	49,514 機関*

※集合契約Aと集合契約Bの合計であり、重複して契約している機関を含む。

イ. 被扶養者の受診手続きの簡素化

被扶養者への受診券の事前交付申請手続きを廃止し、あらかじめ特定健診対象者となる者全員に受診券を交付することとし、受診手続きの簡素化を行いました。

ウ. パンフレットの送付による健診案内

健診の案内について、被保険者用の生活習慣病予防健診パンフレットを船舶所有者6,023へ送付しました。

特定健診対象被扶養者26,696人に対して被扶養者用の特定健診パンフレットを配布し、船舶所有者経由により案内を実施しました。

エ. 広報活動

「船員保険業務のご案内」パンフレットに生活習慣病予防健診等について記載し、協会支部、年金事務所などの窓口に設置しました。

また、健診業務の委託先である財団法人船員保険会のホームページを活用し、生活習慣病予防健診については健診実施機関の一覧を掲載し、被扶養者の特定健診については協会各支部のホームページにリンクを張り、特定健診実施機関を閲覧することができるよう改善しました。

さらに「船員ほけん」、「船員しんぶん」等に健診案内の掲載を行うなど、積極的な受診勧奨を実施しました。

オ. 健診未受診者への勧奨

23年11月に健診未受診者のいる船舶所有者あてに未受診者名簿を送付し、健診の受診勧奨を行いました。（未受診勧奨船舶所有者3,633）

ii) 加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組の着手

加入者一人ひとりの健康増進を図ることを目的として、23年度より「船員保険生涯健康生活支援事業」を新たに実施しました。具体的な事業は次のとおりです。

- 生活習慣病予防健診を受診しても自らの健診結果を見ていなかったり、覚えていない受診者が多い現状を踏まえ、意識・行動の変化につながる有効な情報を提供するため、個々の健康状況に応じたオーダーメイドの情報提供冊子を作成し、23年4月から12月までに生活習慣病予防健診を受診した11,521名の方に配布しました。
- 加入者の健康増進を図るため、「糖尿病の予防と治療」及び「薬の上手な使い方・保管方法」の2テーマについてパンフレットを作成し、全被保険者に配布しました。
- 加入者の健康増進に対する意識啓発につながるため、船員労使団体が開催する研修会に保健師を講師として派遣しました。
- 今後の健康づくりの取組み等の検討に資するため、レセプトデータを活用し、加入者の疾病動向に係る調査分析を行いました。

iii) 福祉事業の着実な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療事業、洋上救急医療の援護事業、保養事業等について、蓄積されたノウハウを有する財団法人船員保険会、公益社団法人日本水難救済会に業務を委託し実施することにより、円滑な事業運営、加入者の生命の安全の確保及び福利厚生の上向上に努めました。

また、船員保険の保健・福祉事業をより一層効果的・効率的に実施していくため、加入者や船舶所有者の皆様へのニーズ等についてアンケート調査を実施しました。

6. 組織運営及び業務改革

(1) 組織や人事制度の適切な運営

i) 組織運営体制の強化

本部と支部の適切な支援、協力関係の構築として、23年4月、9月、12月及び24年3月に支部長会議を開催しました。また、役職員が全国6ブロックのブロック会議に参加し、支部幹部と意見交換を行う等、トップの意思を徹底し、事業運営や計画等に関して意思の統一を図りました。

これらの取組みを通じて、内部統制が適切に機能し、諸課題に対して本部と支部が建設的な議論を通じて共に考えて解決策を模索していくことを基本とする体制の構築に努めています。

組織体制については、支部内の部門間連携の強化に向けて、3支部でそれぞれ2ヶ所に離れていた支部の事務所を統合しました。また、保健事業推進検討会における検討を踏まえ、保健グループの企画力を強化し事業の推進を図るため、22年10月から、保健グループを原則として業務部から企画総務部へ移管する見直しを行いました。

また、業務及びシステムの刷新の検討を行うため、平成23年4月1日より本部に業務・システム刷新準備室を設置しました。

ii) 実績や能力本位の人事の推進

個々の職員の役割や目標を明確化するため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、目標管理で設定した目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を人事評価に反映しました。また、24年度に向けた制度の見直しとして、幅広く労務管理を行う必要がある管理職員については、評価内容及び着眼点を具体的に記述し、より実態に即した評価項目とする等、人事評価要領の改正を行いました。

iii) 新たな組織風土・文化の定着

部長、グループ長、リーダー、スタッフの各階層を対象として、協会のミッションや目標、職員へ期待すること等、各階層に求められる役割について研修を行い、協会の理念のもと新たな組織風土・文化の定着に取り組みました。

年度の節目となる4月、10月及び1月に理事長から全職員に対してメッセージを發出し、協会のミッションや目標についての徹底を図りました。

23年11月には人事制度検討会を設置し、人事制度改定の検討を開始しました。協会独自の人事制度を構築し、協会の事業展開、取組みを支え、発展させることができる新たな組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促すため、今後、人事コンサルタントの支援を得ながら、業務・システム刷新の運用が開始される26年ごろを目途に実施できるように検討しています。

iv) コンプライアンス・個人情報保護等の徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）については、職員に行動規範小冊子を配布し、常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する意識の醸成を図っています。23年度には本部コンプライアンス委員会を6月と3月に開催し、通報事案についての措置の決定等を行うとともに、通報及び支部からの報告への対応手順及びコンプライアンス通信第3号の発行を決定しています。特に、ハラスメントの防止に重点を置き、階層別研修や業務別研修の研修項目にハラスメント研修を追加するとともに、セクシャルハラスメントの防止と相談員の周知を目的としたセクシャルハラスメント防止ポスターを本部及び支部へ配布しました。

個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、個人情報の管理状況の点検を随時実施しました。また、情報の格付け及び取扱制限に関する遵守事項の体系的整理等について検討を行っています。

また、企画総務担当者説明会をブロック別実施し、ハラスメント、個人情報保護、情報セキュリティ等に関する留意事項を説明し、周知徹底を図りました。また、説明会に参加した職員が各支部において伝達研修を行うなど、コンプライアンス、個人情報管理、情報セキュリティ対策の徹底を図りました。

v) リスク管理

リスク管理については、23年6月に第3回リスク管理委員会を開催し、被災時であっても必要な業務を継続できるような対応について議論を行いました。また、被災時における事業部門ごとの業務の優先度について検討を行いました。

(2) 人材育成の推進

各階層に求められる役割についての理解と必要な能力の修得を目的とした階層別研修、各業務に必要な知識の習得、スキルのアップを目的とした業務別研修、支部の実情に応じた支部別研修を実施し、人材の育成・開発を推進しました。

階層別研修として、新任支部長研修、部長研修、グループ長研修、リーダー研修、スタッフ研修、既卒者採用時研修、新卒採用者研修、キャリア開発研修等、11講座で計22回開催し、特に役員が協会のミッションや目標、それぞれの階層に期待すること等を直接研修生に講話する機会を設けるとともに、組織マネジメント、リーダーシップ、コミュニケーション、キャリアビジョン等について研修を行いました。研修テーマは昨年と同様としましたが、より高い研修効果が得られるように研修期間を延長しました。

23年度より新卒採用者の入社が始まったことを受けて、将来の協会を担う人材の育成を推進するために新入職員育成プログラムを策定しました。このプログラムに従い、協会業務を総合的に理解することを目的として、新入職員研修（4月）の後、配属支部において約6カ月間にわたり計画的に支部業務全般を理解するためのOJT研修を実施し、新入職員フォローアップ研修（9月）により6カ月にわたる研修の習熟度の確認などを行いました。

また、eラーニングを活用して、新たな役職に必要な基本的な知識の習得と役職に求められる役割に対する理解を深めることを目的として、新任グループ長研修、新任リーダー研修を新たに実施し、階層別研修について一層の充実を図りました。

業務別研修については、業務基礎研修、統計分析研修、CS向上研修、レセプトスキルアップ研修、保健師研修等10講座で計36回開催し、各業務の特性に応じた内容及び形態で研修を行いました。特に保健師を対象とした研修においては、担当業務の役割や実務経験によりクラス分けを行うことで、受講者の理解度がより向上するように工夫を行いました。レセプトスキルアップ研修については、医科は全国を13ブロック、歯科については2ブロックに分けて計15回開催し、より多くの職員が受講できるようにしました。

支部別研修は、各支部の実情に応じて年間計画を作成し実施しています。また、職員の能力開発の機会を増やすため、自己啓発のための通信教育講座の斡旋を行い、23年度から本部署で受講推奨講座を選定し、当該講座を所定の期間で修了した職員に対して受講経費の一部を補助する制度を設けました。この結果、前年の4倍の職員が受講しました。

(3) 業務改革の推進

i) 業務プロセスなどの見直し

健康保険業務において、各支部で行っている効果的な業務方法や各支部内で行える業務改革・改善の検討・提案を行う場として、業務改革会議を10ブロックで開催しました。

23年度前半は、窓口対応の標準化を目指し、「窓口マニュアル」の作成をテーマとして検討を行い、お客様の訪問目的の制度に対する該当可否や見込み等をご案内する「訪問目的別フローチャート」、また後日申請書を作成されるお客様に対し記入漏れ等の不備をお客様ご自身でチェックいただく「注意事項記載チェックリスト」、申請書受付時における書類等の確認漏れや記載誤り等の防止を目的とした「申請書受付時のチェックリスト」の3種類の窓口マニュアルを作成し、全支部で活用しています。

23年度後半は、支部主体の会議進行・運営を行いました。各ブロックにおいてテーマを独自に企画・検討することとし、それぞれの検討結果については、各ブロック支部において取組みを行うとともに本部関係部署へ情報提供を行いました。

ii) アウトソーシング（外部委託）の推進

保険証、支給決定通知書等の封入封緘及び発送業務、柔道整復施術療養費支給申請書に係る通番の打番業務について支部でアウトソーシングを実施しています。また、24年1月からはレセプト内容点検の一部アウトソーシング化を3支部で先行的に実施しています。アウトソーシングの実施により、職員を中核の業務にシフトし、保険者機能の強化のため中核を担う企画業務や現金給付の適正化に向けた審査業務の強化を図りました。

iii) 業務・システムの刷新について

現行のシステムについては、サーバー等の機器の経年劣化に伴うトラブルの回避、更新について検討が必要になっているほか、大量データ処理に効率的に対応しきれていない等の課題があります。また、業務プロセスについても大量の紙を使用する処理となっているなど、早期に解決すべき課題があることから、業務の効率化、合理化に向けて見直ししていく必要があります。

業務・システム刷新では、5年程度となっている機器更改の時期を10年程度とするシステム設備の耐用年数の長期化、データを一元管理する統合データベースの構築、データ分析・活用ツールを利用した情報収集・分析・発信機能の強化、事務処理のペーパーレス化・自動化、定型の事務の集約化によるスケールメリットを活かした効率化等を実施していきます。これらの施策により、加入者サービスの向上や事務処理品質、提供スピード等の改善を図り、業務プロセス・システムの改革、業務の改革及び意識の改革を推進していきます。

23年度においては、4月に「業務・システム刷新準備室」及び「業務・システム刷新会議」を設置して内部体制を整え、22年度に実施した業務・システム刷新調査の結果に基づき、刷新の基本方針、スケジュール、調達計画及び具体的施策等を策定しました。

そして、具体的施策を実現するための新しい業務プロセス及びこれを支えるシステムの機能等を決定する「要件定義」を実施するとともに、システム構築を円滑に実施するため工程管理支援事業者等の事業者の調達手続を進めました。

24年度以降も、引き続き各種調達を実施し、段階的に新システムの設計及び構築を進めていきます。

(4) 経費の節減等の推進

協会の逼迫した財政状況を鑑み、22年度から24年度までの3年間において財政再建のための特例措置が講じられているところであり、協会としても自ら財政再建策の一つとして、22年8月に事務経費削減目標を定めた全国健康保険協会事務経費削減計画を策定し、目標を達成するよう努めています。

【削減目標】

- 業務経費（法令上保険者に義務付けられている健診・保健指導に係る経費、医療費適正化に係る経費等を除く。）については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努め、24年度までに22年度予算を基準として4%以上に相当する額を削減する。
- 一般管理費（人件費にかかる経費を除く。）については、効率的な執行に努め、24年度までに22年度予算を基準として8%以上に相当する額を削減する。

(注) 1. 上記に掲げる経費の他、「制度改正等国の施策の変更に伴う経費」を除外するほか、業務経費については「支部が評議会の了承を得て計上する特別計上経費」、一般管理費については、「業務・システム刷新に係る経費」を除外する。

2. 人件費については、「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）を踏まえ検討を行う。

この削減目標の達成に向けた取組みの一環として、支部から経費削減方策等の提案を求め、それら各提案について、支部等の判断で実施するもの、本部で実施方法を検討するものなどに3分類し、支部へフィードバックすることで、他支部の取組事例を参考にしながら協会全体で経費削減に努めてまいりました。これらの取組みにより、サービス水準の確保に留意しつつ年金事務所窓口職員の効率的な配置を行い、経費の削減を行ったほか、各支部で調達している消耗品について、Webを使った発注システムの導入により、各支部での発注手続きの簡素化、スケールメリットによるコストの削減、随時発注による在庫量の削減ができました。

また、調達に当たっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は、一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部とも調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行っています。これら調達実績については、ホームページ上で公表を行っています。23年度における100万円を超える調達件数全体では、事業の見直し等により、22年度と比べ127件の減少（対前年比20%減少）、うち競争性のない随意契約の件数は71件の減少（対前年比24.2%減少）となりました。

そのほか、支部別の財政状況を適時、的確に把握できるようにするため、本部で支払いを行っている支部に帰属すべき経費も含めた、支部別の経費の内訳を毎月各支部に提供し、各支部での経費削減等に活用しています。

【(図表4-32) 契約状況】

区分	21年度調達実績	22年度調達実績	23年度調達実績
一般競争入札	413件 (52.1%)	301件 (47.5%)	233件 (46.0%)
企画競争	26件 (3.3%)	40件 (6.3%)	52件 (10.2%)
随意契約	354件 (44.6%)	293件 (46.2%)	222件 (43.8%)
計	793件	634件	507件

(注) ・ 契約価格が100万円を超えるものを計上。

・ 随意契約は、企画競争を除く競争性のない随意契約の件数を計上。また、件数には、生活習慣病予防健診実施機関との契約件数及び特定保健指導の委託件数は含んでいない。

・ 随意契約の内訳は、事務所賃貸関係が89件、システム関係が52件、一般競争入札業者決定までの経過的な契約が9件、窓口業務の社会保険労務士会へ委託が24件、新聞等の広報関係が13件、一般競争入札不審によるものが4件、その他随意契約によるものがやむを得ないものが31件。

第5章 東日本大震災における影響と対応について

(1) 被災者、事業主及び船舶所有者への対応

東日本大震災発生以降、被災した加入者や事業主及び船舶所有者の皆様に対して「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（特別法）及び国の方針に基づいて費用負担や保険給付に関し、主に以下のような対応を行ってまいりました。

i) 保険証なしでの受診

医療機関等を受診する場合は、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」及び「事業所名又は船舶所有者名」を申し出ることにより、保険証を提示することなく受診することを可能としました（23年6月末日まで）。

23年7月1日以降につきましては、保険証の提示が必要となりました。

ii) 任意継続被保険者の保険料納付猶予

震災の影響により任意継続被保険者の方が保険料を納付期日までに納付することが困難な場合には、申出を行えば、23年5月末日まで納付を猶予することとしました。

iii) 社会保険料の納付期限延長、免除

日本年金機構において、被災地域に住所がある事業所や船舶所有者の社会保険料については納付期限を延長する措置がとられました。

さらに、特別法の成立により、被災による被害で従業員への報酬の支払いに著しい支障が生じている場合には、最長で24年2月納付分（24年1月分保険料）までの保険料の免除を受けられることとなりました。

iv) 標準報酬月額の変動の特例、傷病手当金等に関する特例

特別法の成立により、事業所又は船舶所有者が被災し、そのため従業員への報酬に著しい変動が生じた場合には、その月からの標準報酬月額の変動が可能となりました。この措置は、24年2月までに受けた報酬が対象です。

この改定を行った場合において、傷病手当金及び出産手当金については、改定前の標準報酬月額に基づく給付が受けられることとされています。

v) 医療機関における一部負担金等の猶予、免除

震災後、被災された加入者の方が医療機関等で受診した場合には、医療機関等の窓口で一部負担金等を支払わず（支払の猶予）受診することを可能としていました。

特別法の成立後は、被災された方は一部負担金等を免除することとし、23年7月1日以降一部負担金等の免除を受けるためには、協会など保険者が発行する免除証明書の提示が必要となりました。

一部負担金等の免除を受けることができる期間は、当初、国からの財政措置がある24年2月末日までとしていましたが、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」については、24年度政府予算において、24年3月以降も引き続き財政措置がされたため、25年2月末日までとしました。また、財政措置がされない「その他の被災者（住居の全半壊等）」についても、保険者としての協会の判断で24年9月末日まで免除を継続することとしました。

(参考) 協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況 (累計)

〔健康保険〕

	発行枚数				
	全国計	(うち被災3県)			
		岩手	宮城	福島	
24年3月31日現在	261,916	230,041	20,478	125,910	83,653
24年6月30日現在	286,200	252,615	22,840	137,181	92,594

〔船員保険〕

	発行枚数
24年3月31日現在	7,683
24年6月30日現在	8,288

vi) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付

震災後、被災された加入者の方が、生活習慣病予防健診、特定健診及び特定保健指導を受けた場合には、自己負担分を還付しました。

還付の対象期間は、24年3月末日までとしていましたが、24年度も自己負担分の還付を継続することとしました。

(参考) 特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付の状況

〔健康保険〕

	自己負担還付件数	
	23年度受診者分	24年度受診者分
生活習慣病予防健診	9,612	580
特定健診	1,915	73
特定保健指導	6	0

※ 24年6月末現在の件数を計上したものと

〔船員保険〕

	自己負担還付件数	
	23年度受診者分	24年度受診者分
生活習慣病予防健診	112	6
特定健診	65	7
特定保健指導	0	0

※24年6月末現在の件数を計上したものと。

(2) その他協会の被災者・事業主（船舶所有者）に対する支援

協会では、以上の特別法や国からの通達による対応のほか、被災地での出張相談を年金事務所と連携して実施したり、避難所で生活されている方への自治体の健康支援活動に協会の保健師等が参加し、協力するなどの対応を行ってまいりました。

福島支部では、23年3月28日から5月31日まで福島県の要請により、避難所で被災された方々に対する健康相談を行いました。延べ276人の保健師が704か所の避難所を巡回して、7,039人の方に健康相談を行いました。

宮城支部では、23年5月9日から5月31日まで仙台市の要請により、市内の避難所で延べ25人の保健師が238人の方に健康相談を行いました。また、石巻市の避難所では5月から6月末まで27日間にわたり健康相談を行いました。

また、津波の被害のあった地域は船員保険加入者が比較的多い地域ですが、船員保険では、加入者、船舶所有者の皆様を対象に「船員保険被災者専用フリーコール」を設置（23年4月25日から24年3月31日まで設置）し、相談体制を整備しました。

(3) 国の財政支援について

震災への対応として、一部負担金等や保険料の猶予・免除や標準報酬月額の特例的な改定が講じられることとなりましたが、これらへの対応には財政負担が生じることとなります。協会としては厳しい財政状況の中、これらの負担に対する財政支援措置の要望を健康保険組合連合会と共同で厚生労働大臣に対し行いました（「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震対策に関する緊急要望書」23年4月5日厚生労働大臣宛）。

この結果、平成23年度第一次補正予算（23年5月2日成立）において、①一部負担金等免除に伴う補助、②保険料免除に伴う補助、③標準報酬の改定の特例に伴う補助として、296億円（健保295億、船保1億）が予算措置されました。

また、24年度については、「原発事故に伴う警戒区域等の被災者」に係る一部負担金等免除に伴う補助が16億円、特定健診及び特定保健指導に係る自己負担分の還付に伴う補助が0.1億円予算措置されました。

東日本大震災への対応について

○被災者・事業主（船舶所有者）に対する費用負担や給付に関する主な特例措置

事項	内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
○医療機関における一部負担金等の減半、免除	医療機関の窓口での一部負担金等の支払いを減らし、保険者で徴収を要し課下及徴収は免除 ※対象者に、任意の受診費、療養手続に伴う要領証明等の任意など	減半	免除(一部減半)	免除(一部減半)	免除(一部減半)	免除(一部減半)	免除(一部減半)	健康保険法等の規定により、保険者判断で実施可能 特例法による措置 平成24年2月末で終了
○健診・保健指導の費用の還付	特定健診、特定保健指導等の自己負担分の還付							国からの協力依頼により実施
○社会保険料の納期短縮延長、免除 (日本年金機構の措置)	被災した事業所の社会保険料の納期短縮を延長し、更に一定条件で免除							
○標準報酬月額の変更の特例 (日本年金機構の措置)	被災した事業所の被保険者の標準報酬月額の特例的な改定を実施							特例法による措置 平成24年2月末で終了
○療養手当金等に関する特例	被災者に対する療養手当金等について改定前の標準報酬月額に基づき給付							

第6章 平成23年度の総括と今後の運営

(1) 健康保険における平成23年度の総括

23年度も財政問題が中心となった1年でした。医療費が増加する一方で、加入者の報酬が伸びないといった構造的な要因に加え、高齢者医療への拠出金等がわずか1年で3千億円強も増加するといった、保険者の努力ではどうすることもできない厳しい状況を背景に、協会けんぽの財政基盤強化の重要性について、本部・支部一体となり、政府等関係者へ訴えてまいりました。結果は残念ながら、24年度の全国平均の保険料率は3年連続、10%への引上げとなりました。

一方、業務運営については、ジェネリック医薬品の使用促進やレセプト点検等の医療費適正化、業務の改革とサービスの向上、特定健診・保健指導などの保健事業の効果的な推進など積極的に取り組んでまいりました。

医療費適正化では、ジェネリック医薬品の推進については、前年度に続き軽減額を通知する取組みを行い一定の効果を上げました。レセプト点検については特に内容点検で前年度を大きく上回る効果を上げました。

保健事業では、被保険者の特定健診は、目標には至らなかったものの実績は着実に向上しましたが、被扶養者に係る特定健診、保健指導については、なお目標との乖離が大きく、課題を残す結果となりました。

業務改革を通じたサービスの向上については、サービススタンダードについて更なる短縮を図ることができました。また、業務の効率化、合理化に向けては業務・システムの刷新に着手いたしました。

このように、業務運営については、保健事業で一部課題を残しつつも概ね順調な運営であったと考えております。

(2) 今後の健康保険の運営

前述のとおり、財政基盤強化の重要性について、政府等関係者へ訴えてまいりましたが、24年度の全国平均の保険料率は3年連続の引上げ、過去に例のない10%という非常事態となっています。24年度は協会に対する財政的な特例措置の最終年度となっておりますが、25年度以降の協会に対する措置は何も決まっていません。25年度以降の姿を政府において早急に検討いただき、24年度中に新たな法案を提出していただく必要があります。

このようなことから、24年度は大変重要な節目の年で、協会としても財政基盤の安定化、強化に向けて最大限の努力をしなければならぬと考えています。そのため、24年度は「新しい価値の創造に向けた実践」の年と位置づけ、特に三つの点に取り組んでいきます。

第一は、中小企業の保険料負担軽減に向けた関係者への働きかけ、いわゆる「訴求力」の強化です。繰り返すとなりますが、24年度は協会けんぽに対する財政的な特例措置の最終年度になり、25年度以降の協会に対する措置は何も決まっています。これに対し、政府をはじめとした関係者に中小企業の保険料負担の軽減の重要性を理解していただき、政策に結びつけていただかなければなりません。国庫補助率の20%への引上げと、公費負担の拡充をはじめとした高齢者医療制度の見直しに向け、加入事業所、加入者の皆様と一体となって取り組むべく、この2点を訴えるための署名活動を24年5月より開始しました。また、6月には中小企業の医療制度を考えるための意見広告を新聞紙面に掲載し、さらに、11月には各支部の評議員を中心とした全国大会を開催し、協会の抱える課題を大きく訴えてまいります。

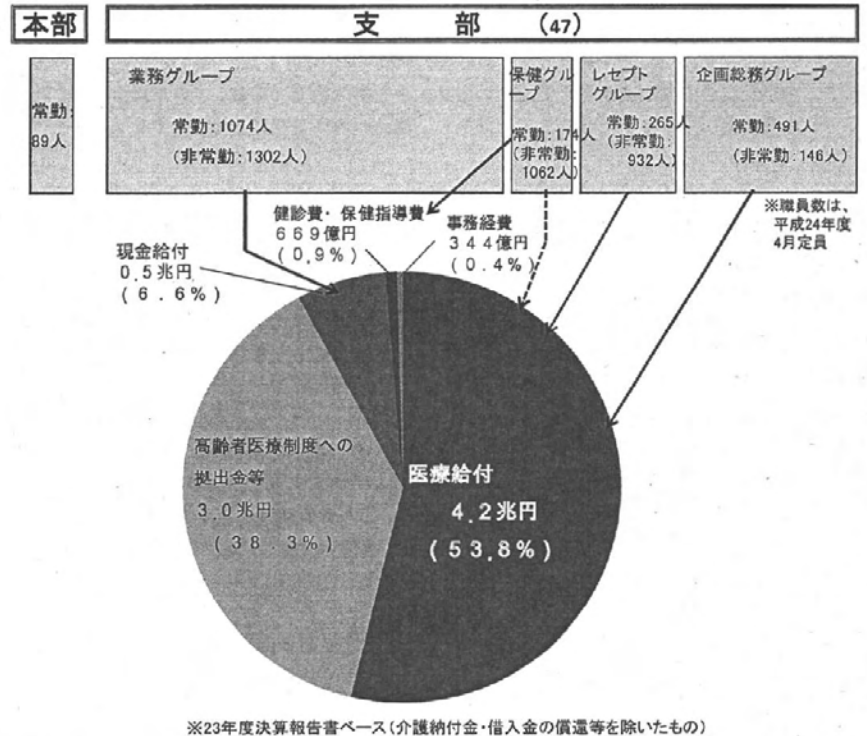
第二は、協会の加入者である中小企業との一体感の醸成です。加入者が母体企業の社員である健康保険組合と異なり、協会の加入者は協会けんぽに加入している意識が残念ながら薄い状況にあります。このため、典型的に保健事業に現れていますが、協会の働きかけに対し加入者の皆様になかなか反応していただけない状況となっています。この状況を変えていくため、広報活動、保健活動という協会のいわゆる「営業力」を強化し、中小企業の皆様が、協会けんぽを自分たちの医療保険者であると認識してもらえるよう努力を行ってまいります。

第三は、私たちが保有する医療情報の調査・分析機能を最大限に活かした「発信力」の強化です。協会は国民の3.6人に一人、3,500万人が加入する日本で最大の医療保険者であり、保有するレセプトデータや健診情報を活かし、加入者の健康づくりや適切な受診行動を支援することができます。協会けんぽが保有する医療情報を通じて質の高い医療が地域で提供されるよう支えていきたいと考えております。

また、協会は設立から23年度までの3年半の間、保険者機能を十分に発揮できる新たな保険者を創る、すなわち「創建」することを目指してまいりました。そしてこれからは、この「創建」の仕上げに向かって、さらに前進しなければならないと考えております。業務・システム刷新はまさに協会の組織を改革する基盤となる取組みで、例えば、協会けんぽの支出約8兆円のうち、現金給付の支出は約5千億円で全体の約7%程度ですが、この業務に全職員の約半数が当たっています（次図参照）。このような業務を効率化し、保健事業・調査分析などに人的資源を振り向け保険者機能をより強化していく必要があります。システムについても現システムは、複数のパッケージを組み合わせた形でシステムごとに別々にデータを保有しております。このようなシステムも統合し、統合データベースをつくり、加入者の皆様のためにさらに保険者機能が発揮できるようにしたいと考えています。

このように、「創建」の仕上げの一環として業務・システムの刷新を推進し、その効果として、創造的な活動を拡大し、さらに保険者機能の強化を図り、加入者及び事業主の皆様の実現することを目指してまいります。

なお、従来の「保険者機能強化アクションプラン」を発展させた、第2期「保険者機能強化アクションプラン」を新たに24年度に策定し、業務・システム刷新の節目となる26年度を目途に創造的な活動を拡大するため、必要な取組みに着手することとしています。



(3) 船員保険における平成23年度の総括

船員保険事業が国から協会に移管されて2年3カ月が経過しました。23年度は、「安定的かつ健全な事業運営基盤の確立」と「加入者一人ひとりの健康増進」を目指して事業運営を行ってきました。

その結果、各種現金給付の支払いや保険証の交付などの基礎的な平常業務については、所要日数が短縮されるなど業務運営が軌道に乗りました。また、医療費通知、お客様満足度調査、船員保険生涯健康生活支援事業などの新しい取り組みにも着手しました。

一方で、東日本大震災の影響もあり、特定健診や特定保健指導の実施率は伸び悩みました。また、被扶養者資格の再確認を見送るなど、計画どおりとならなかった事業も生じました。

こうした状況を踏まえ、24年度においては、加入者の健康生活を支援するための各種事業や医療費適正化対策に関する取り組みを一層強化し、保険者機能を十分に発揮できるよう努力してまいります。また、中長期的な財政見通しを踏まえながら、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

全国健康保険協会の予算・決算書類について

協会の予算、決算関係の書類は、制度上、A. 予算、決算報告書、B. 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、C. 支部別収支があり、さらに、制度上の位置づけはありませんが、D. 協会管掌健康保険全体の収支の予算（協会会計と国特別会計を合算した収支で事業報告書の本文では「合算ベースの収支」としています。また、保険料率の議論を行う際の運営委員会への提出資料では「協会けんぽの収支イメージ」としています）、決算があります。

A、Bは、全国健康保険協会の法人としての収支、財務状態に関する会計書類であり、Aの収支予算・決算は、国と同様の現金収支の基準（現金主義）による表示がなされていますが、Bの財務諸表は、企業会計原則（発生主義）に則り、企業会計基準で表示されます。この2つは、決算においては、期間の取り方が若干異なる、貸倒引当金や退職給付引当金などのように現金の動きはないが債務認識すべき事項を考慮するか否か、などの違いがあります。また、そもそもAは、いわゆる「フロー」と「ストック」とを区別せずに、すべて収支に計上することになっておりますので、Aでは借入金や借入金償還金などが、収入、支出として扱われています。

いずれにしても、A、Bともに、全国健康保険協会そのものの収支、財務に関するものです。

しかしながら、全国健康保険協会管掌健康保険の財政は、協会だけで完結しているわけではありません。任意継続を除く保険料の収納は厚生労働大臣（の委託を受けた日本年金機構）が行い、このため保険料収入はいったん国の年金特別会計に入り、政府での経費、日本年金機構の徴収関係の事務費支払を差し引いて、その残額が国から協会に保険料等交付金として入ってきます。A、Bは、この保険料等交付金が協会に入ってくる段階以降の収支などを表示するもので、国の特別会計での費用は入っていません。国、日本年金機構での関係経費も健康保険料による負担となりますので、保険料率を算定する上では、国の特別会計での支払いをもカバーしなければならず、保険料率設定のための検討を運営委員会等で行うためには、Dの資料が必要となります。これが合算ベースによる収支です。

なお、Dの書類は法律上の作成義務はありません。法律上は、協会は協会の予算、決算、財務諸表、国は年金特別会計の予算、決算の関係書類を作成する義務があるだけであり、国の特別会計、協会をまたがる協会管掌健康保険の全体に関する財務関係書類は制度上の作成義務はありません。

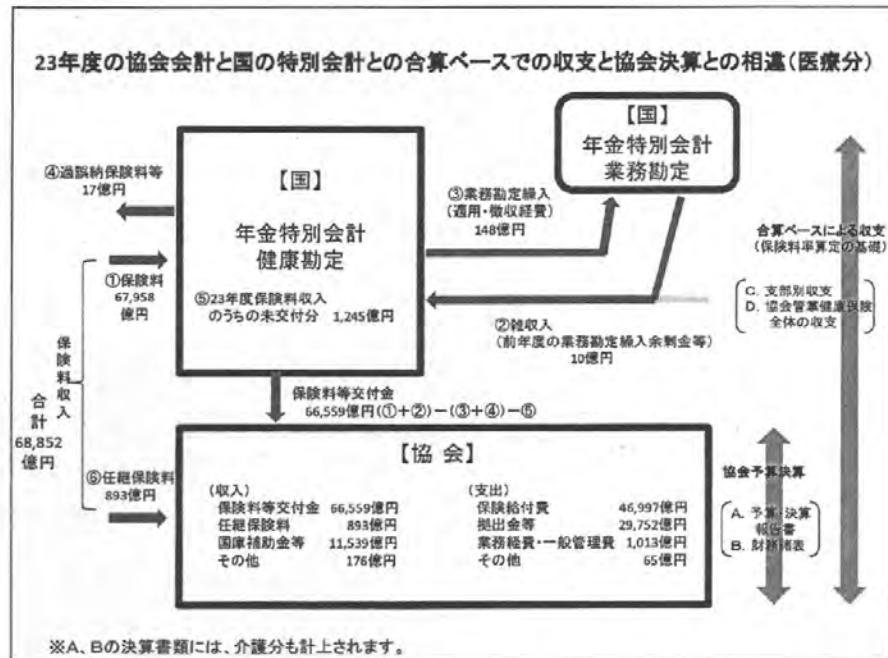
Cの支部別収支は、予算時の支部別収支見込み、決算時の支部別収支として作成しますが、その目的は、各支部の保険料率を適切に設定することと、各支部の収支差の実績を明らかにし翌々事業年度の都道府県単位保険料率における精算（翌々事業年度の支部別収支見込みにおい

て、収支差がプラスであれば当該額を収入に加算し、マイナスであれば当該額の絶対値の額を支出に加算)に反映することです。

このため、Cの支部別収支は、Dの合算ベースの収支に基づいて作成しています。具体的には、医療給付費は、支部の実績(予算では見込み)を年齢及び所得調整、激変緩和を行った上で計上し、保険料収入(一般分)は、各支部の総報酬額に保険料率を乗じた額に基づいて全体の額を按分して計上しています。また、特別計上分は、支部の実績を計上しています。それ以外の収入、支出は、全体の額を総報酬額シェア按分により支部別に割り振った額を計上しています。したがって、基本的には、Dの合算ベースの収支を支部別に割り振ったものとなっています。ただし、「医療給付費」、「現金給付費等」、「前期高齢者納付金等」、「業務経費」、「一般管理費」については、国庫補助を除いています。

なお、支部別収支では、「保険料収入」は保険料収入(下図①+下図⑥)を計上し、国の特別会計での収支項目は雑収入(下図②)を「その他収入(国)」として収入に、業務勘定繰入(下図③)と過誤納保険料(下図④)を「その他支出(国)」として支出に計上しています。

平成 23 年度の財務諸表等



平成23年度
決算報告書

健康保険勘定

第4期

自 平成23年 4月 1日

至 平成24年 3月31日

全国健康保険協会

決算報告書

(健康保険勘定)

(単位:百万円)

取		入		
科目	予算額	決算額	差額	備考
保険料等交付金	7,254,923	7,254,923	-	
任意継続被保険者保険料	109,786	96,976	△ 12,810	被保険者数の減少による減
国庫補助金	1,230,836	1,266,831	35,995	平成22年度の補正に伴う追加交付及び震災補助金 注1①
国庫負担金	10,098	10,098	-	
貸付返済金収入	2,668	2,167	△ 501	出賃費用貸付案件数の減
短期借入金	334,000	-	△ 334,000	注2
寄付金	-	0	0	寄付金1万円
雑収入	16,629	15,386	△ 1,242	延納金収入の減
計	8,958,940	8,646,381	△ 312,558	
支		出		
科目	予算額	決算額	差額	備考
保険給付費	4,726,102	4,699,683	△ 26,419	一人当たり医療費の伸びが死込みを下回ったことによる減 注1②
拠出金等	2,972,345	2,975,216	2,871	
前期高齢者納付金	1,239,835	1,242,509	2,675	
後期高齢者支援金	1,473,207	1,465,180	△ 8,027	加入者の減少、及び総額納の減付による減
老人保健拠出金	77	73	△ 4	
退職者給付拠出金	259,228	267,454	8,227	前々年度積立額の増
介護納付金	740,238	740,290	53	
業務経費	106,587	77,837	△ 28,750	
保険給付等業務経費	8,774	5,893	△ 2,881	震災による被災者等資格再確認の未実施等及び新設経費の削減による減
レセプト業務経費	4,287	3,411	△ 875	入札の契約単価の減
企画・サービス向上関係経費	2,183	1,625	△ 558	入札の契約単価の減及び新設経費の削減等による減
保健事業経費	91,339	66,906	△ 24,433	健診実施率等が見込を下回ったことによる減 注1③
福祉事業経費	4	2	△ 2	
一般管理費	26,822	23,451	△ 3,371	
人件費	15,614	14,392	△ 1,223	欠員、育児休業等による減
福利厚生費	82	45	△ 37	
一般事務経費	11,126	9,014	△ 2,112	システム開発費・保守費用、契約更新・統合による支那費借料の減等
貸付金	2,668	2,186	△ 481	出賃費用貸付案件数の減
借入金償還金	334,041	11	△ 334,030	注2
雑支出	2,980	4,415	1,434	平成22年度の補正に伴う国庫補助金返還金
準備金繰入	47,157	123,291	76,134	
計	8,958,940	8,646,381	△ 312,558	

(注1) 東日本大震災関係の特例等は以下のとおり。

- ① 国庫補助金には災害臨時特例補助金(29,085百万円)、震災に係る特定健康診査・保健指導補助金(30百万円)を含めて計上している。
- ② 保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(10,655百万円)、傷病手当金等に関する特例に伴う費用(19百万円)を含めて計上している。
- ③ 保健事業経費には健診及び保健指導の自己負担金の免除に係る費用(51百万円)を含めて計上している。

(注2) 期首及び期末に短期借入金残高はないが、期中の借入金に係る利息額(11百万円)を借入金償還金に計上している。

(注3) 健康保険勘定の財政収支については、準備金繰入を除くと123,291百万円の収支差である。

(注4) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

船員保険勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位:百万円)

科目	収		差額	備考
	予算額	決算額		
保険料等交付金	34,414	34,414	-	
疾病任意継続被保険者保険料	1,492	1,404	△ 88	疾病患者数の減等
国庫補助金	2,801	3,337	536	災害臨時特例補助金の増等 注1①
国庫負担金	238	238	-	
職務上年金給付費等交付金	8,245	7,959	△ 286	職務上年金給付費等の減
貸付返済金収入	3	7	4	
運用収入	58	76	19	
雑収入	65	137	72	
準備金戻入	455	457	1	
計	47,771	48,029	258	
科目	支		差額	備考
	予算額	決算額		
保険給付費	28,113	27,033	△ 1,080	療養の給付の減等 注1②
拠出金等	11,149	10,840	△ 309	
前期高齢者納付金	4,169	4,008	△ 161	
後期高齢者支援金	5,777	5,637	△ 140	
老人保健拠出金	0	0	△ 0	
退職者給付拠出金	1,203	1,194	△ 9	
介護納付金	3,268	3,266	△ 2	
業務経費	2,926	2,522	△ 404	
保険給付等業務経費	159	113	△ 46	
レセプト業務経費	25	18	△ 7	
保健事業経費	473	352	△ 121	健診実施率が予算の見込みを下回ったことによる減等 注1③
福祉事業経費	2,245	2,027	△ 218	特別支給金(超過措置分)の減等
その他業務経費	25	12	△ 13	
一般管理費	948	729	△ 218	
人件費	383	378	△ 5	
福利厚生費	1	0	△ 1	
一般事務経費	564	351	△ 212	システム開発費の減等
貸付金	3	6	3	高額医療費貸付の増
雑支出	79	222	143	職務上年金給付費等交付金返還金の増等
予備費	300	-	△ 300	予備費を使用しなかったことによる減
準備金繰入	987	3,412	2,426	支出の減等による増
計	47,771	48,029	258	

(注1) 東日本大震災関係の特例等は以下のとおり。

- ① 国庫補助金には災害臨時特例補助金(532百万円)、震災に係る特定健康診査・保健指導補助金(0.4百万円)を含めて計上している。
- ② 保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(347百万円)、傷病手当金等に関する特例に伴う費用(3百万円)を含めて計上している。
- ③ 保健事業経費には健診及び保健指導の自己負担金の免除に係る費用(1百万円)を含めて計上している。

(注2) 福祉事業経費には特別支給金(予算額:1,817百万円、決算額:1,651百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し附加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注3) 船員保険勘定の財政収支については、準備金繰入を除くと3,412百万円の収支差である。

(注4) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

平成23年度

財務諸表

第4期

自平成23年 4月 1日

至平成24年 3月31日

全国健康保険協会

健康保険勘定

【健康保険勘定】

貸借対照表

平成24年3月31日現在
(単位:円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	302,331,274,638	
未収入金	291,835,527,362	
前払費用	119,308,770	
被保険者貸付金	456,147,537	
その他	695,984	
貸倒引当金	△ 4,656,816,630	
流動資産合計		590,086,137,661
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	80,548,061	
車両	3	
工具備品	61,055,549	
リース資産	724,118,322	
有形固定資産合計	865,721,935	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	3,833,323,699	
ソフトウェア仮勘定	6,858,600	
リース資産	35,122,260	
無形固定資産合計	3,875,304,559	
3 投資その他の資産		
敷金	342,000	
投資その他の資産合計	342,000	
固定資産合計		4,741,368,494
資産合計		594,827,506,155

(単位:円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	520,577,593,940	
未払費用	717,383,455	
預り補助金	15,050,132,667	
預り金	50,102,839	
前受収益	10,872,892,554	
短期リース債務	801,313,041	
資産除去債務	53,991,549	
仮受金	2,207,657	
賞与引当金	968,995,295	
役員賞与引当金	7,801,984	
流動負債合計		549,102,414,981
II 固定負債		
長期未払金	61,250,000	
長期リース債務	36,690,919	
資産除去債務	22,804,199	
退職給付引当金	14,796,722,273	
役員退職手当引当金	23,994,781	
固定負債合計		14,941,462,172
負債合計		564,043,877,153
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	6,594,277,976	
資本金合計		6,594,277,976
II 利益剰余金		
当期末処分利益	24,189,351,026	
(うち当期純利益)	(127,955,688,840)	
利益剰余金合計		24,189,351,026
純資産合計		30,783,629,002
負債・純資産合計		594,827,506,155

【健康保険勘定】

損 益 計 算 書

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
経常費用		
事業費用		
保険給付費		4,678,713,596,562
拠出金等		
前期高齢者納付金	1,242,316,759,180	
後期高齢者支援金	1,465,179,578,264	
退職者給付拠出金	267,454,189,057	2,974,950,526,501
介護納付金		740,290,499,119
業務経費		
保険給付等業務経費		
人件費	9,136,294,185	
福利厚生費	16,201,473	
委託費	663,158,050	
郵送費	2,296,743,500	
減価償却費	2,151,955,753	
その他	790,048,845	15,054,401,806
レセプト業務経費		
人件費	4,093,906,659	
福利厚生費	9,046,742	
委託費	918,800,373	
郵送費	226,639,801	
減価償却費	44,176,526	
その他	55,775,084	5,348,345,185
保健事業経費		
人件費	3,600,093,364	
福利厚生費	8,659,665	
健診費用	62,770,688,682	
委託費	518,218,836	
郵送費	717,346,039	
減価償却費	453,626,884	
その他	621,783,122	68,690,416,592
福祉事業経費		2,222,580
その他業務経費		1,626,138,549
一般管理費		
人件費		4,178,955,115
福利厚生費		10,292,268
一般事務経費		
委託費	2,278,559,940	
地代家賃	2,270,976,240	
その他	3,076,859,853	7,626,396,033
減価償却費		177,738,006
貸倒引当金繰入額		445,425,491
その他		139,438,018
事業費用合計		12,578,244,931
		8,497,254,391,825

(単位:円)

科 目	金 額	
事業外費用		
財務費用		
支払利息	39,339,254	39,339,254
雑損		500,000
事業外費用合計		39,839,254
経常費用合計		8,497,294,231,079
経常収益		
事業収益		
保険料等交付金収益	7,254,923,321,000	
任意継続被保険者保険料収益	94,869,702,472	
国庫補助金収益	1,250,031,681,971	
国庫負担金収益	10,097,702,000	
保険給付返還金収入	16,375,713	
診療報酬返還金収入	217,754,701	
返納金収入	3,784,155,429	
損害賠償金収入	6,136,305,644	
拠出金等返還金収入	420,489,968	
解散健康保険組合承継金	4,700,616,045	
その他	7,337,991	
事業収益合計		8,625,205,442,934
事業外収益		
寄付金収益	10,000	
雑益	49,996,182	
事業外収益合計		50,006,182
経常収益合計		8,625,255,449,116
経常利益		127,961,218,037
特別損失		
固定資産除却損	719,776	
災害による損失	4,740,121	5,459,897
税引前当期純利益		127,955,758,140
法人税、住民税及び事業税		69,300
当期純利益		127,955,688,840

【健康保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日
(単位:円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 4,675,824,451,576
拠出金等支出	△ 2,960,473,617,921
介護納付金支出	△ 736,514,432,119
国庫補助金返還金支出	△ 1,871,579,820
被保険者貸付金支出	△ 2,186,449,530
人件費支出	△ 21,225,653,343
その他の業務支出	△ 80,695,198,152
保険料等交付金収入	7,359,339,332,000
任意継続被保険者保険料収入	96,905,682,329
国庫補助金収入	1,271,367,382,722
国庫負担金収入	10,097,702,000
拠出金等返還金収入	551,768,224
被保険者貸付返済金収入	2,166,575,401
その他の業務収入	14,842,567,595
小計	276,479,627,810
利息の支払額	△ 40,540,150
法人税等の支払額	△ 3,508,700
業務活動によるキャッシュ・フロー	276,435,578,960
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 46,983,762
無形固定資産の取得による支出	△ 693,906,910
その他の投資活動による収入	158,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 740,732,672
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 783,872,057
割賦債務の返済による支出	△ 105,000,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 888,872,057
IV 資金の増加額	274,805,974,231
V 資金期首残高	27,525,300,407
VI 資金期末残高	302,331,274,638

利益の処分に関する書類

(単位:円)

科 目	金 額	
I 当期末処分利益		24,189,351,026
当期純利益	127,955,688,840	
前期繰越欠損金	103,766,337,814	
II 利益処分額		24,189,351,026
健康保険法第160条の2の準備金繰入額	24,189,351,026	
III 次期繰越利益		—

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の健康保険法第160条の2の準備金残高は24,189,351,026円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年9月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～18年
車両	3年
工具備品	2～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年6月21日法律第83号）附則第15条第3項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第16条第2項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から処理することとしております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 健康保険法第 160 条の 2 の準備金の計上基準

健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 46 条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 24 号 平成 21 年 12 月 4 日）を適用しております。

IV 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 2,726,394,284 円

V 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

VI キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	302,331,274,638 円
資金期末残高	302,331,274,638 円

VII 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 1 条に定める金融商品に限定し、資金調達については、銀行からの借入により行っております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金への用途は短期運転資金であり、厚生労働大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。また、リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	302,331,274,638	302,331,274,638	—
(2) 未収入金	291,835,527,362		
貸倒引当金	△ 4,656,816,630		
	287,178,710,732	287,178,710,732	—
(3) 被保険者貸付金	456,147,537	456,147,537	—
資産計	589,966,132,907	589,966,132,907	—
(1) 未払金(*1)	520,472,593,940	520,472,593,940	—
(2) 長期未払金(*1)	166,250,000	174,185,426	7,935,426
(3) リース債務	838,003,960	842,908,583	4,904,623
負債計	521,476,847,900	521,489,687,949	12,840,049

(*1) 貸借対照表上の未払金に含まれている割賦元金 105,000,000 円は、(2) 長期未払金に含めて記載しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 被保険者貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期未払金、(3) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間終了に伴う撤去費用等
 に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該リース資産のリース期間（3～5年）と見積り、割引率は当該リース期間
 に見合う国債の流通利回り（0.150～0.408%）を使用して資産除去債務の金額を算定しており
 ます。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	76,485,016 円
時の経過による調整額	310,732 円
期末残高	76,795,748 円

IX 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件 名	翌事業年度以降の支払予定額
本部事務所賃料等（市ヶ谷東急ビル）	213,465,362 円
全国健康保険協会システム・基盤ハードウェア関連機器 維持管理費	499,359,630 円
全国健康保険協会システムネットワークシステム回線・機器 維持管理費	252,137,776 円
合 計	964,962,768 円

X 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

XI その他の注記

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成 23 年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱
 （平成 23 年 5 月 31 日厚生労働省発保 0531 第 1 号厚生労働事務次官通知）の 3 及び全国健康保険協会
 特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱（平成 24 年 1 月 20 日厚生労働省発保 0120 第 4 号厚生労働
 事務次官通知）の 3 に定める特例措置等の事業に係る国庫補助金交付額並びにその使用状況は以下
 のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	交付額	使用状況(*1)		残高(*2)
		減収相当額	費用	
医療保険事業	27,474,812,000	3,133,412,000	10,655,108,000	13,686,292,000
介護保険事業	1,610,598,000	273,038,000	—	1,337,560,000
特定健診事業	30,278,280	—	3,997,613	26,280,667
合 計	29,115,688,280	3,406,450,000	10,659,105,613	15,050,132,667

(*1) 使用状況のうち、減収相当額とは健康保険の標準報酬月額の変更に伴う特例措置及び保険料の免除
 の特例措置によるものであります。また、費用とは健康保険における一部負担金等の免除、特定
 健康診査に係る自己負担金の免除等によるものであり、保険給付費及び健診費用として計上して
 おります。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌期以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上し
 ております。

附属明細書 (健康保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与等の明細

【健康保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引期末 帳簿価額	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産	建物	30,224,885	56,074,558	-	86,299,443	5,751,382	3,380,827	80,548,061	
	車両	2,221,282	-	-	2,221,282	2,221,279	366,503		3
	工具備品	134,540,499	4,889,220	1,996,855	137,432,864	76,377,315	25,537,923		61,055,549
	リース資産	3,370,018,949	-	3,856,319	3,366,162,630	2,642,044,308	764,585,999		724,118,322
計	3,537,005,615	60,963,778	5,853,174	3,592,116,219	2,726,394,284	793,871,252		865,721,935	
無形固定資産	ソフトウェア	9,478,314,386	501,557,774	1,389,745	9,978,482,415	6,145,158,716	2,009,024,526		3,833,323,699
	ソフトウェア仮勘定	95,044,950	6,858,600	95,044,950	6,858,600	-	-		6,858,600
	リース資産	117,074,200	-	-	117,074,200	81,951,940	23,414,840		35,122,260
	計	9,690,433,536	508,416,374	96,434,695	10,102,415,215	6,227,110,656	2,032,439,366		3,875,304,559

2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	5,003,808,002	4,548,864,806	792,416,863	4,103,439,315	4,656,816,630	注1, 注2
賞与引当金	972,938,757	968,995,295	972,938,757	-	968,995,295	
役員賞与引当金	7,797,054	7,801,984	7,797,054	-	7,801,984	
退職給付引当金	14,812,080,219	850,423,842	865,781,788	-	14,796,722,273	
役員退職手当引当金	19,497,180	7,727,241	3,202,346	27,294	23,994,781	注3
計	20,816,121,212	6,383,813,168	2,642,136,808	4,103,466,609	20,454,330,963	

(注1)一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(注2)当期減少額のうち、洗替法による戻入額を計上しております。

(注3)当期減少額のうち、退職者分取崩に伴う戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	6,594,277,976	-	-	6,594,277,976	
健康保険法第160条の2の準備金	-	-	-	-	
利益剰余金					
当期未処分利益	△ 103,766,337,814	127,955,688,840	-	24,189,351,026	

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		預り補助金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	929,890,470,000	-	929,890,470,000	
老人保健医療費拠出金補助金	650,916	-	650,916	
後期高齢者医療費支援金補助金	180,180,994,983	-	180,180,994,983	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	271,835,000	-	271,835,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金(東日本大震災分)	30,278,280	26,280,667	3,997,613	注1
介護納付金補助金	121,370,094,459	-	121,370,094,459	
出産育児一時金給付助成事業費補助金	4,252,081,000	-	4,252,081,000	
災害臨時特例補助金(医療保険)	27,474,812,000	13,686,292,000	13,788,520,000	注1
災害臨時特例補助金(介護保険)	1,610,598,000	1,337,560,000	273,038,000	注1
事務費負担金	10,097,702,000	-	10,097,702,000	
計	1,275,179,516,638	15,050,132,667	1,260,129,383,971	

(注1) 東日本大震災に係る補助金のうち、翌期以降の返還見込額を預り補助金として負債に計上しております。

5. 役員及び職員の給与等の明細

(単位:円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(4,850,631) 96,425,978	(2) 6	(-) 3,202,346	(-) 1
職員	(6,058,201,885) 11,708,103,485	(3,151) 2,058	(-) 865,781,788	(-) 64
計	(6,063,052,516) 11,804,529,463	(3,153) 2,064	(-) 868,984,134	(-) 65

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

船員保険勘定

【船員保険勘定】

貸借対照表

平成24年3月31日現在
(単位:円)

科 目	金 額	
資産の部		
I 流動資産		
現金及び預金	9,424,709,190	
未収入金	1,096,024,403	
前払費用	2,286,117	
未収収益	23,092,980	
被保険者貸付金	226,800	
貸倒引当金	△ 460,377,665	
流動資産合計		10,085,961,825
II 固定資産		
1 有形固定資産		
建物	21,681,825	
工具備品	32,795,979	
リース資産	1,933,488	
有形固定資産合計	56,411,292	
2 無形固定資産		
ソフトウェア	311,797,901	
無形固定資産合計	311,797,901	
3 投資その他の資産		
金銭の信託	30,080,691,175	
投資その他の資産合計	30,080,691,175	
固定資産合計		30,448,900,368
資産合計		40,534,862,193

(単位:円)

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	2,515,350,327	
未払費用	6,349,859	
預り補助金	103,599,748	
前受収益	133,374,378	
短期リース債務	1,247,518	
賞与引当金	21,021,953	
役員賞与引当金	1,352,804	
流動負債合計		2,782,296,587
II 固定負債		
長期リース債務	741,068	
資産除去債務	292,210	
退職給付引当金	354,469,395	
役員退職手当引当金	190,219	
固定負債合計		355,692,892
負債合計		3,137,989,479
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	34,018,888,389	
準備金合計		34,018,888,389
III 利益剰余金		
当期末処分利益	2,912,859,735	
(うち当期純利益)	(2,912,859,735)	
利益剰余金合計		2,912,859,735
純資産合計		37,396,872,714
負債・純資産合計		40,534,862,193

【船員保険勘定】

損 益 計 算 書

自 平成23年4月1日

至 平成24年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
経常費用		
事業費用		
保険給付費		26,901,697,316
拠出金等		
前期高齢者納付金	4,008,415,841	
後期高齢者支援金	5,636,994,553	
退職者給付拠出金	1,193,918,522	10,839,328,916
介護納付金		3,265,970,385
業務経費		
保険給付等業務経費		
人件費	241,733,439	
福利厚生費	342,617	
委託費	25,789,689	
郵送費	26,898,510	
減価償却費	117,048,686	
その他	42,221,437	454,034,378
レセプト業務経費		
人件費	25,923,873	
福利厚生費	44,452	
委託費	7,379,480	
郵送費	767,869	
その他	486,602	34,602,276
保健事業経費		
健診費用	236,962,547	
委託費	109,680,287	
その他	1,010,699	347,653,533
福祉事業経費		
福祉事業給付金	1,684,408,361	
委託費	319,773,625	
郵送費	428,500	2,004,610,486
その他業務経費		11,858,852
2,852,759,525		
一般管理費		
人件費		108,855,980
福利厚生費		95,331
一般事務経費		
委託費	164,939,535	
地代家賃	114,268,108	
その他	55,629,580	334,837,223
減価償却費		4,022,544
貸倒引当金繰入額		8,927,778
その他		17,162,497
473,901,353		
事業費用合計		44,333,657,495

(単位:円)

科 目	金 額	
事業外費用		
財務費用		
支払利息	59,830	59,830
事業外費用合計		59,830
経常費用合計		44,333,717,325
経常収益		
事業収益		
保険料等交付金収益	34,414,350,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益	1,328,133,596	
職務上年金給付費等交付金	7,829,663,282	
国庫補助金収益	3,216,416,972	
国庫負担金収益	238,186,000	
診療報酬返還金収入	22,397	
返納金収入	102,097,673	
損害賠償金収入	39,122,630	
拠出金等返還金収入	1,199,205	
その他	5,700	
事業収益合計		47,169,197,455
事業外収益		
財務収益		
受取利息	1,082,982	
金銭の信託運用益	76,135,828	77,218,810
雑益		161,495
事業外収益合計		77,380,305
経常収益合計		47,246,577,760
経常利益		2,912,860,435
税引前当期純利益		2,912,860,435
法人税、住民税及び事業税		700
当期純利益		2,912,859,735

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

 自 平成23年4月1日
 至 平成24年3月31日
 (単位:円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 26,940,348,789
拠出金等支出	△ 10,865,796,240
介護納付金支出	△ 3,262,905,385
国庫補助金返還金支出	△ 158,162,606
被保険者貸付金支出	△ 5,599,100
人件費支出	△ 410,753,417
その他の業務支出	△ 2,796,010,212
保険料等交付金収入	34,289,580,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	1,402,914,603
国庫補助金収入	11,307,124,608
国庫負担金収入	238,186,000
拠出金等返還金収入	1,518,529
被保険者貸付返済金収入	6,643,400
その他の業務収入	141,413,011
小計	2,947,804,402
利息の支払額	△ 60,979
利息の受取額	1,082,982
法人税等の支払額	△ 2,400
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,948,824,005
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 10,185,000
無形固定資産の取得による支出	△ 16,857,750
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 27,042,750
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,219,181
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,219,181
IV 資金の増加額	2,920,562,074
V 資金期首残高	6,504,147,116
VI 資金期末残高	9,424,709,190

利益の処分に関する書類

		(単位:円)
科 目	金 額	
I 当期末処分利益		
当期純利益	2,912,859,735	2,912,859,735
II 利益処分額		
船員保険法第124条の準備金繰入額	2,912,859,735	2,912,859,735
III 次期繰越利益		—

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は36,931,748,124円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成20年9月26日厚生労働省令第144号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 金銭の信託の評価基準及び評価方法
償却原価法（定額法）によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10～15年
工具備品	5～15年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。なお、協会内利用ソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に5年）に基づいております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2) 賞与引当金
職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
 - (4) 退職給付引当金
職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年4月23日法律第30号）附則第26条第3項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第27条第2項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和28年8月8日法律第182号）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数

(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第124条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令(昭和28年8月31日政令第240号)第28条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

III 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

IV 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 29,005,309円

V 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

VI キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	9,424,709,190円
資金期末残高	9,424,709,190円

VII 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令(大正15年6月30日勅令第243号)第1条に定める金融商品に限定し、資金調達については、銀行からの借入により行っております。

未収債権については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

借入金の用途は短期運転資金であり、厚生労働大臣により認可された資金計画に従って、資金調達を行っております。また、リース取引は、設備投資等に係るものです。なお、船員保険勘定においては、当期は借入金による資金調達は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	9,424,709,190	9,424,709,190	—
(2) 未収入金	1,096,024,403		
貸倒引当金	△ 460,377,665		
	635,646,738	635,646,738	—
(3) 被保険者貸付金	226,800	226,800	—
(4) 金銭の信託	30,080,691,175	30,178,322,236	97,631,061
資産計	40,141,273,903	40,238,904,964	97,631,061
(1) 未払金	2,515,350,327	2,515,350,327	—
(2) リース債務	1,988,586	2,004,296	15,710
負債計	2,517,338,913	2,517,354,623	15,710

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 被保険者貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた

現在価値により算定しております。

(*2) 国庫補助金の未使用額は、翌期以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。

Ⅷ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間終了に伴う撤去費用等に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該リース資産のリース期間（4～5年）と見積り、割引率は当該リース期間に見合う国債の流通利回り（0.408%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	291,023円
時の経過による調整額	1,187円
期末残高	292,210円

Ⅸ 重要な債務負担行為

該当事項は、ありません。

X 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

XI その他の注記

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した平成23年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（平成23年5月31日厚生労働省発保0531第1号厚生労働事務次官通知）の3及び全国健康保険協会特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱（平成24年1月20日厚生労働省発保0120第4号厚生労働事務次官通知）の3に定める特例措置等の事業に係る国庫補助金交付額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	交付額	使用状況(*1)		残高(*2)
		減収相当額	費用	
医療保険事業	517,601,000	73,451,000	347,490,000	96,660,000
介護保険事業	14,110,000	7,433,000	—	6,677,000
特定健診事業	389,720	—	126,972	262,748
合計	532,100,720	80,884,000	347,616,972	103,599,748

(*1) 使用状況のうち、減収相当額とは船員保険の標準報酬月額の変動の特例措置及び保険料の免除の特例措置によるものであります。また、費用とは船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等によるものであり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

附属明細書 (船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与等の明細

【船員保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		差引期末 帳簿価額	摘要	
					当期償却額				
有形固定資産	建物	25,629,373	-	-	25,629,373	3,947,548	1,844,904	21,681,825	
	工具備品	54,462,677	-	-	54,462,677	21,666,698	10,490,356	32,795,979	
	リース資産	5,324,551	-	-	5,324,551	3,391,063	1,288,992	1,933,488	
	計	85,416,601	-	-	85,416,601	29,005,309	13,624,252	56,411,292	
無形固定資産	ソフトウェア	536,333,417	8,906,625	-	545,240,042	233,442,141	107,446,978	311,797,901	
	計	536,333,417	8,906,625	-	545,240,042	233,442,141	107,446,978	311,797,901	

2. 引当金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	901,632,616	460,377,665	450,182,729	451,449,887	460,377,665	注1, 注2
賞与引当金	23,325,967	21,021,953	23,325,967	-	21,021,953	
役員賞与引当金	1,377,431	1,352,804	1,377,431	-	1,352,804	
退職給付引当金	375,945,795	22,555,985	44,032,385	-	354,469,395	
役員退職手当引当金	132,969	95,310	38,060	-	190,219	
計	1,302,414,778	505,403,717	518,956,572	451,449,887	837,412,036	

(注1)一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(注2)当期減少額のうち、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位:円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	31,156,325,192	2,862,563,197	-	34,018,888,389	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	2,862,563,197	2,912,859,735	2,862,563,197	2,912,859,735	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位:円)

区分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘要
		預り補助金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金(東日本大震災分)	389,720	262,748	126,972	注1
出産育児一時金給付助成事業費補助金	10,930,000	-	10,930,000	
災害臨時特例補助金(医療保険)	517,601,000	96,660,000	420,941,000	注1
災害臨時特例補助金(介護保険)	14,110,000	6,677,000	7,433,000	注1
事務費負担金	238,186,000	-	238,186,000	
計	3,558,202,720	103,599,748	3,454,602,972	

(注1) 東日本大震災に係る補助金のうち、翌期以降の返還見込額を預り補助金として負債に計上しております。

-138-

5. 役員及び職員の給与等の明細

(単位:円、人)

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	(57,339) 17,073,992	(0) 1	(-) 65,354	(-) 0
職員	(27,238,193) 270,000,086	(13) 45	(-) 44,032,385	(-) 2
計	(27,295,532) 287,074,078	(13) 46	(-) 44,097,739	(-) 2

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として()で記載しております。

-139-

23年度 合算ベースの収支状況(医療分)

暫定版

(単位:億円)

		平成23年度 (23年12月時点見直し)①	23年度決算見込②	②-①
収入	保険料収入	68,060	68,852	792
	国庫補助等	11,191	11,539	348
	その他	173	186	13
	計	79,423	80,577	1,154
支出	保険給付費	47,231	46,997	▲ 234
	老人保健拠出金	1	1	0
	前期高齢者納付金	12,425	12,425	0
	後期高齢者支援金	14,652	14,652	0
	退職者給付拠出金	2,675	2,675	0
	病床転換支援金	0	0	0
	その他	1,564	1,243	▲ 322
	計	78,547	77,992	▲ 555
単年度収支差		876	2,586	1,709
準備金残高		238	1,947	1,709

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
 2. 上記の数値については、協会の決算数値に国から提供のあった数値を加え、協会で算出したものである。数値は今後の国の決算の状況により変わりうるものである。

23年度 合算ベースの収支状況(介護分)

暫定版

(単位:億円)

		平成23年度① (23年12月時点見直し)	23年度決算見込②	②-①
収入	保険料収入	6,132	6,222	90
	国庫補助等	1,214	1,230	16
	その他	0	0	0
	計	7,346	7,452	106
支出	介護納付金	7,403	7,403	0
	その他	0	1	1
	計	7,403	7,404	1
単年度収支差		▲ 57	48	105
準備金残高		97	202	105

- (注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
 2. 上記の数値については、協会の決算数値に国から提供のあった数値を加え、協会で算出したものである。数値は今後の国の決算の状況により変わらうものである。

各支部の事業の運営状況

		北 海 道				青 森			
概 況 (内は前年度の値)	加入者数	76,130 人 (951,063 人)		75,593 人 (75,593 人)		238,451 人 (237,731 人)		14,611 人 (14,611 人)	
	被保険者数 ①	946,102 人 (951,063 人)		76,130 人 (75,593 人)		238,451 人 (237,731 人)		14,611 人 (14,611 人)	
	うち任意継続被保険者数	41,794 人 (46,229 人)		標準報酬総額		5,988 人 (6,037 人)		標準報酬総額	
	被扶養者数 ②	755,480 人 (783,009 人)		3,297,071 百万円 (3,358,147 百万円)		180,795 人 (181,900 人)		728,133 百万円 (728,823 百万円)	
	加入者計 (①+②)	1,701,582 人 (1,714,072 人)		250,906 百万円 (248,258 百万円)		419,246 人 (419,831 人)		55,352 百万円 (54,073 百万円)	
	常勤職員	91 人		契約職員 157 人		29 人		契約職員 50 人	
健康保険給付等	健康保険証	509,744 件		51,656 件 (33,853)		101,314 件		10,328 件 (4,892)	
	限度額適用認定証 (年度末現在有効数)								
	高額療養費	傷病手当金		出産育児一時金		高額療養費		傷病手当金	
	47,178 件	39,947 件		16,762 件		10,865 件		9,550 件	
	418 件	17,813 件		800,473 (221)		85 件		203,051 (53)	
保健事業	被保険者	224,519 件 (38.9%)		29,407 件 (10.5%)		88,304 件 (47.0%)		11,574 件 (14.5%)	
	被扶養者	29,407 件 (10.5%)		24,994 件 (10.5%)		11,574 件 (14.5%)		7,505 件 (14.5%)	
	特定健診(受診率)	24,994 件 (10.5%)		24,994 件 (10.5%)		11,574 件 (14.5%)		7,505 件 (14.5%)	
	生活習慣病予防健診(受診率)	224,519 件 (38.9%)		29,407 件 (10.5%)		88,304 件 (47.0%)		11,574 件 (14.5%)	
	初回面談	7,341 件 (14.0%)		1,749 件 (3.3%)		3,988 件 (27.3%)		1,379 件 (9.5%)	
レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)	資格点検	2,545 円		1,591 円		2,253 円		2,405 円	
	内容点検								
	外傷点検	357 円				300 円			
支部独自の創意工夫を 活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○事業開始並びに協力要請等を目的とした支部長による事業所訪問の実施(年間71事業所) ○ジェネリックステッカーの作成(道内後発医薬品調剤体制加算薬局:1,314機関へ貼付依頼) ○協力可能な製薬メーカー(日本ジェネリック製薬協会会員企業16社)へ依頼し、MRよりジェネリックシールを保険薬局へ配置することにより、患者への配布を行った。 ○対話集会の開催(健康保険委員研修会後の活用等)2地区2回開催 ○健康保険委員のモニター制度を活用したアンケートの実施(年2回実施) ○重症療養費(多部位・施術日数の多いもの)に係る負担原因等の患者調査の実施 ○健保連・支払基金・三師会と連名による喪失後受診防止用ポスターの作成・医療機関への配布(9100枚) ○岩見沢・砂川地区の特定健診受診券を事業所を通さず個別に送付するモデル事業の実施 ○健保委員を通じたウォーキングコンテスト及びラジオ体操普及拡大・促進事業の継続実施 				<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険委員を対象に保健事業に関するアンケートを実施し、アンケート結果をもとに対話集会を開催。健康づくり推進協議会の提言も踏まえて保健事業に反映(上記健康教室等)。 ○資格喪失後受診の防止を目的として、ポスターを作成し、県内の医療機関に掲示依頼(ジェネリック医薬品使用促進ポスターも併せて依頼)するとともに、年金事務所には保険証の回収についてのポスターを掲示依頼。 ○日本年金機構の協力を得て、新規適用事業所に対して協会けんぽの事業案内を送付するとともに、健康保険委員の推薦を依頼し、健康保険委員の拡大を図った。 				

		岩 手				宮 城			
概 況 (内は前年度の値)	加入者数	15,891 人 (230,254 人)		15,651 人 (15,651 人)		365,625 人 (370,215 人)		27,974 人 (27,633 人)	
	被保険者数 ①	230,956 人 (230,254 人)		15,891 人 (15,651 人)		365,625 人 (370,215 人)		27,974 人 (27,633 人)	
	うち任意継続被保険者数	4,107 人 (4,968 人)		標準報酬総額		8,051 人 (9,295 人)		標準報酬総額	
	被扶養者数 ②	170,506 人 (172,096 人)		700,286 百万円 (709,420 百万円)		279,415 人 (283,146 人)		1,213,436 百万円 (1,248,011 百万円)	
	加入者計 (①+②)	401,462 人 (402,350 人)		52,252 百万円 (50,888 百万円)		645,040 人 (653,361 人)		90,426 百万円 (84,495 百万円)	
	常勤職員	29 人		契約職員 50 人		40 人		契約職員 85 人	
健康保険給付等	健康保険証	107,011 件		8,821 件 (3,932)		176,667 件		12,503 件 (5,636)	
	限度額適用認定証 (年度末現在有効数)								
	高額療養費	傷病手当金		出産育児一時金		高額療養費		傷病手当金	
	8,722 件	9,416 件		4,212 件		11,024 件		15,895 件	
	92 件	2,838 件		183,447 (39)		94 件		261,378 (155)	
保健事業	被保険者	48,326 件 (35.0%)		9,954 件 (16.1%)		106,038 件 (51.3%)		22,382 件 (21.7%)	
	被扶養者	9,954 件 (16.1%)		7,635 件 (16.1%)		22,382 件 (51.3%)		16,818 件 (21.7%)	
	特定健診(受診率)	9,954 件 (16.1%)		7,635 件 (16.1%)		22,382 件 (51.3%)		16,818 件 (21.7%)	
	生活習慣病予防健診(受診率)	48,326 件 (35.0%)		9,954 件 (16.1%)		106,038 件 (51.3%)		22,382 件 (21.7%)	
	初回面談	3,695 件 (24.7%)		1,884 件 (12.6%)		4,191 件 (18.9%)		1,020 件 (4.1%)	
レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)	資格点検	2,345 円		920 円		2,284 円		1,454 円	
	内容点検								
	外傷点検	369 円				186 円			
支部独自の創意工夫を 活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○高額療養費の申請助成について、申請書用紙を被保険者の記入が分かりやすいよう取直。CSVデータを活用して、1枚の用紙に医療機関3か所分までを印刷して送付 ○被保険者証の早期回収を図るため、年金事務所まで送付するはがきを引き取り、被保険者に速やかにアピールする文書・チラシ等を送付し、1次勧奨を実施。また、このデータを活用して管理し、2次勧奨も実施 ○0歳児を持った加入者への育児情報誌の発行 ○三師会、支払基金、協会けんぽ連名により「資格喪失後受診防止ポスター」を作成し、医療機関及び薬局に送付(約2500枚) ○震災対応のため、一部負担金免除・還付・健診費用還付について、県内全事業所、関係団体、マスメディアへ周知 				<ul style="list-style-type: none"> ○軽減額通知の取組みについて独自資料を作成し、保険者協議会・国保運営協議会へ情報提供 ○軽減額通知発送に合わせ、県内の全調剤薬局宛、ジェネリックポスターの掲示を依頼 ○(9月末)限度額適用認定証広報のため、昨年度に引き続き県内の全有床病院へ周知チラシ兼申請書を送付 ○(3月末)4月より限度額外未適用のため、県内の全ての医師、歯科、調剤の医療機関へ周知チラシ兼申請書を送付 ○生活習慣病予防健診契約機関空白地域での検診車による集合健診事業実施 ○震災対応のため、一部負担金免除・還付・健診費用還付について、県内全事業所、関係団体、マスメディアへ周知 				

		秋 田				山 形			
		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数	
概 況 ()内は前年度の値	被保険者数①	193,887人 (191,895人)		13,794ヶ所 (13,955ヶ所)		224,490人 (223,069人)		15,971ヶ所 (15,941ヶ所)	
	うち任意継続被保険者数	4,761人 (5,473人)		標準報酬総額		2,598人 (2,908人)		標準報酬総額	
	被扶養者数②	143,484人 (144,848人)		589,184百万円 (591,778百万円)		157,342人 (158,269人)		712,562百万円 (709,777百万円)	
	加入者計(①+②)	337,371人 (336,743人)		47,549百万円 (46,821百万円)		381,832人 (381,338人)		49,454百万円 (48,335百万円)	
	常勤職員	28人		契約職員 47人		29人		契約職員 46人	
健康保険給付等	健康保険証	80,095件		限度額適用認定証(年度末現在有効数) 8,109件 (3,845)		81,770件		限度額適用認定証(年度末現在有効数) 8,880件 (3,977)	
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付
	各種サービス	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)
	貸付事業	高額医療費貸付件数 420件		出産費用貸付件数 2件		高額医療費貸付件数 248件		出産費用貸付件数 0件	
	保 健 事 業	健 診	被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 48,649件 (41.0%)		被扶養者 特定健診(受診率) 6,490件 (14.2%)		被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 79,534件 (59.9%)		被扶養者 特定健診(受診率) 12,251件 (29.4%)
保 健 指 導		被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 1,899件 (16.3%) 6ヶ月後評価 959件 (8.2%)		被扶養者(その他の保健指導) 9,432件		被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 4,158件 (26.0%) 6ヶ月後評価 1,217件 (7.3%)		被扶養者(その他の保健指導) 281件	
その他保健事業		<ul style="list-style-type: none"> ○受診勧奨 被扶養者を対象としたコールリコール協会けんぽ版(受診状況の確認と勧奨) ○事業主健診データ取得のため各種委員会や広報の強化 ○秋田県・秋田県産業士会とタイアップし、糖尿病予防啓発事業の実施(出前講座共同開催・リーフレット・レシビカードの配布等) ○秋田県・秋田県医師会・秋田・たばこ問題を考える会とタイアップした受動喫煙防止フォーラムの開催 				<ul style="list-style-type: none"> ○一次予防を中心とした健康づくり事業 ○健康出前セミナーの実施「心の健康をはじめ6テーマで計24回実施」 ○イベントへの参加 ○事業主健診結果データ取得、被扶養者の健診及び保健指導の勧奨 ○健診の結果リスクが高く、医療機関未受診者に対する文書での受診勧奨 			
		レセプト点検実績(被保険者1人当り効果額)	資格点検	内容点検	外傷点検	資格点検	内容点検	外傷点検	
		支所独自の創意工夫を活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○サービススタンダード5.5日以内の支払いを目指しSS55運動を展開 ○健康保険委員広報誌を年4回発行し、アンケートを同時実施 ○ローラー・ライオンズクラブ等での講演 ○薬局を対象にジェネリックに関するアンケートを実施 ○事業所への新規保険証送付時、及び任継保険証送付時にジェネリック希望シールを同封 ○地域の健康カルテ、地域の健康カルテを作成・配布 ○パイロット事業として、行政と連携した地域密着型保健事業を実施 ○職員ごとに研修カルテを作成 ○半期ごとに、リスクを洗い出し、発生頻度・影響度により評価し、防止対策を立案実施。 ○節電委員会を立ち上げ、職員に対し節電対策を募集 				<ul style="list-style-type: none"> ○被保険者に対する特定保健指導の外部委託(県内16医療機関と締結) ○現金給付適正化チームの設置(不正請求等が疑われるものについて、プロジェクトチームにおいて検討し、効果的な審査や調査方法を取り入れた) ○派遣調整師臨床療養費の適正化(加入者組合の実施/贈付件数:1,280件) ○「健康保険のしおり」の作成(新規加入者に対し、被保険者証を送付する際と同時に健康保険制度の周知を図った) 		

		福 島				茨 城			
		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数	
概 況 ()内は前年度の値	被保険者数①	347,563人 (355,819人)		27,330ヶ所 (27,125ヶ所)		343,237人 (335,774人)		24,247ヶ所 (23,922ヶ所)	
	うち任意継続被保険者数	4,830人 (5,978人)		標準報酬総額		4,507人 (4,838人)		標準報酬総額	
	被扶養者数②	264,404人 (272,297人)		1,142,859百万円 (1,184,889百万円)		253,408人 (249,748人)		1,274,203百万円 (1,259,294百万円)	
	加入者計(①+②)	611,967人 (628,116人)		82,491百万円 (79,025百万円)		596,645人 (585,523人)		74,083百万円 (71,471百万円)	
	常勤職員	37人		契約職員 75人		32人		契約職員 58人	
健康保険給付等	健康保険証	146,952件		限度額適用認定証(年度末現在有効数) 12,038件 (7,774)		146,332件		限度額適用認定証(年度末現在有効数) 9,124件 (4,845)	
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付
	各種サービス	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)
	貸付事業	高額医療費貸付件数 323件		出産費用貸付件数 3件		高額医療費貸付件数 257件		出産費用貸付件数 3件	
	保 健 事 業	健 診	被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 99,855件 (49.7%)		被扶養者 特定健診(受診率) 22,895件 (18.7%)		被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 79,436件 (40.9%)		被扶養者 特定健診(受診率) 17,022件 (15.4%)
保 健 指 導		被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 4,459件 (20.1%) 6ヶ月後評価 2,353件 (10.6%)		被扶養者(その他の保健指導) 12,019件		被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 4,884件 (25.1%) 6ヶ月後評価 1,211件 (11.3%)		被扶養者(その他の保健指導) 1,393件	
その他保健事業		<ul style="list-style-type: none"> ○休日健診による受診機会提供 ○レドカード・エロカード ○医療受診勧奨通知 ○「今だから見直そう!7つの健康習慣」の啓発 				<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり事業(禁煙・ウォーキング促進) ○禁煙キャンペーンにおいて茨城県歯科医師会と連携。(喫煙による歯と口への影響等)についての出前健康教室) ○特定健診受診勧奨事業 ○事業主健診データ取得事業(労働局との連携による周知) 			
		レセプト点検実績(被保険者1人当り効果額)	資格点検	内容点検	外傷点検	資格点検	内容点検	外傷点検	
		支所独自の創意工夫を活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○東日本大震災による被害を受けた加入者などの被災者に対して、保健師が避難所を訪問し、健康支援活動を県の要請を受け実施。 ○東日本大震災に伴う健康保険一部負担金等免除、還付について、加入者への周知を図るため広報ポスターを作成し県内の医療機関、薬局に配付し院内掲示等の協力要請を実施。また、避難所において説明会を開催し特例制度の内容周知とともに健康保険一部負担金等免除申請書の受付を実施。 ○協会けんぽ財政基盤強化に向けた署名活動を取り組み、健康保険委員選任事業(約1,200件)の協力により約49,000筆の署名を集約し民主労務局県連に対し国庫補助額引き上げの要請を実施。 ○健診受診率向上を図るために事業主健診の実態把握を目的に職員が延28日間で133事業所を訪問、1,164事業所へメールマーケティング、社労士委託による221事業所調査を実施。 				<ul style="list-style-type: none"> ○サービススタンダード達成率100%の維持管理(26ヵ月連続達成) 「独自の処理日数管理表」「基幹システムの活用」等により、処理遅れや処理日数の超過を徹底管理。正確性と迅速化を実現した。 ○レセプト点検の強化(H23年度内容点検効果額 前年度比153%) ○支払基金との会費の定例化、点検員全員による再審査結果の確認会により、レセプト点検方法や疑難案件を協議し情報共有を徹底 ○年間検閲と合同で、セミナー形式のメンタルヘルス等講演会、実務研修会(11ヵ所)を開催 ○任意喪失予定者へ、資格喪失後の手続きについて、事前に案内チラシを送付 ○新規発行保険証に、ジェネリック希望シールとメルマガ会員募集のチラシを同封 ○コンプライアンス遵守のため、全職員にチェックシートを実施 ○服務規律の徹底を図るため、「茨城支所の服務心得」を策定し、全職員に配布 		

		栃 木				群 馬			
概 況 ()内は前年度の値	加入者数	事業所数		加入者数	事業所数				
	被保険者数 ① 277,892 人 (276,171 人)	20,726 ヶ所 (20,708 ヶ所)		被保険者数 ① 309,509 人 (307,332 人)	24,423 ヶ所 (24,274 ヶ所)				
	うち任意継続被保険者数 3,150 人 (3,868 人)	標準報酬総額		うち任意継続被保険者数 4,402 人 (5,117 人)	標準報酬総額				
	被扶養者数 ② 206,425 人 (205,990 人)	1,016,181 百万円 (1,014,166 百万円)		被扶養者数 ② 251,914 人 (251,875 人)	1,146,987 百万円 (1,144,992 百万円)				
	加入者計 (①+②) 484,277 人 (482,161 人)	61,903 百万円 (60,473 百万円)		加入者計 (①+②) 561,423 人 (559,207 人)	72,981 百万円 (71,459 百万円)				
	常勤職員 29 人 契約職員 54 人			常勤職員 31 人 契約職員 49 人					
健康保険給付等	健康保険証	健康保険証 114,565 件 限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 9,474 件 (4,272)		健康保険証 126,378 件 限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 11,622 件 (5,274)					
	現金給付	高額療養費 9,991 件 傷病手当金 12,728 件	出産育児一時金 5,553 件 その他の現金給付 174,830 件	高額療養費 13,389 件 傷病手当金 15,189 件	出産育児一時金 6,174 件 その他の現金給付 187,890 件				
	各種サービス	高額査定通知 65 件 ターンアラウンド通知 4,239 件	医療費通知(インタネット) 233,330 (90) 口座振替(任継) 885 件	高額査定通知 119 件 ターンアラウンド通知 5,653 件	医療費通知(インタネット) 265,378 (69) 口座振替(任継) 1,342 件				
	貸付事業	高額医療費貸付件数 222 件 出産費用貸付件数 0 件		高額医療費貸付件数 203 件 出産費用貸付件数 0 件					
保健事業	健 診	被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 72,131 件 (46.1%) 乳がん・子宮がん検診 9,283 件 7,917 件 (14.7%)		被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 87,005 件 (47.8%) 乳がん・子宮がん検診 16,128 件 10,565 件 (15.6%)					
	保 健 指 導	被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 4,185 件 (25.7%) 6ヶ月後評価 1,892 件 (11.6%)		被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 2,593 件 (13.7%) 6ヶ月後評価 803 件 (4.3%)					
	その他保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ○健診「ドバイ」の事業所訪問による受診勧奨・事業者健診結果取込推進事業(680事業所) ○新設事業所(603件)と新規任継加入者(1264名)に対し健診の案内・受診券等の送付事業 ○健康増進づくり事業(19事業所) ○生活習慣病アンケートの実施(2,850件受理) ○保健師等による出前健康相談事業(4会場延べ257人相談受付) ○特定保健指導対象者の自宅へ保健指導利用証を送付(9,319枚送付)「ドバイ」事業 		<ul style="list-style-type: none"> ○新規適用事業所・任意継続取得者に対し、健診のお知らせを郵送(毎月) ○休日(土曜日)の保健指導の実施(支部会議室) ○保健指導中断率低下の支援ツール・パンフレットの活用 ○地元FMラジオ・新聞による受診勧奨の実施 					
レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)	資格点検 1,537 円	内容点検 1,397 円	外傷点検 335 円	資格点検 2,267 円	内容点検 708 円	外傷点検 380 円			
支部独自の創意工夫を活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○年金機構・労働局主催研修会にて協会けんぽの業務内容の研修を実施(11会場2982名) ○県と連携して健康保険委員会に対し、健康セミナーを実施(12会場394名参加) ○町と連携した健康保険セミナー兼対話集金を開催、アンケートも実施(12町183名参加) ○宇都宮市との共催による「地域と福祉共同セミナー」を開催(222名参加) ○日本年金機構と年金委員健康保険委員会合同研修会を実施(12会場640名) ○各種研修会にて「ドバイ」希望シールを配布(5000枚) ○テレビ電話による相談サービスを足利商工会館にて継続して実施 ○新規加入者に対し「ドバイ」使用促進のシールを事業所へ送付 ○県・市町村と連携し保険者を超えた健康増進事業・健診受診勧奨として共同イベント開催 ○「お客様満足度向上推進プロジェクトチーム」を設置し、顧客対応の改善を図った ○地元テレビに定期的な協会インフォメーションを放映しタイムリーな広報を実施 								

		埼 玉				千 葉			
概 況 ()内は前年度の値	加入者数	事業所数		加入者数	事業所数				
	被保険者数 ① 586,233 人 (586,355 人)	53,849 ヶ所 (52,992 ヶ所)		被保険者数 ① 416,428 人 (412,781 人)	40,604 ヶ所 (40,068 ヶ所)				
	うち任意継続被保険者数 9,684 人 (11,469 人)	標準報酬総額		うち任意継続被保険者数 7,698 人 (8,856 人)	標準報酬総額				
	被扶養者数 ② 461,688 人 (450,798 人)	2,277,179 百万円 (2,292,494 百万円)		被扶養者数 ② 308,378 人 (305,953 人)	1,576,006 百万円 (1,576,611 百万円)				
	加入者計 (①+②) 1,047,921 人 (1,046,153 人)	132,261 百万円 (130,359 百万円)		加入者計 (①+②) 724,806 人 (718,734 人)	93,101 百万円 (90,415 百万円)				
	常勤職員 49 人 契約職員 74 人			常勤職員 39 人 契約職員 60 人					
健康保険給付等	健康保険証	健康保険証 263,935 件 限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 17,133 件 (7,419)		健康保険証 185,552 件 限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 13,697 件 (6,131)					
	現金給付	高額療養費 25,195 件 傷病手当金 23,134 件	出産育児一時金 11,391 件 その他の現金給付 435,716 件	高額療養費 13,621 件 傷病手当金 18,715 件	出産育児一時金 7,972 件 その他の現金給付 263,823 件				
	各種サービス	高額査定通知 156 件 ターンアラウンド通知 8,972 件	医療費通知(インタネット) 488,307 (172) 口座振替(任継) 2,809 件	高額査定通知 135 件 ターンアラウンド通知 3,890 件	医療費通知(インタネット) 338,853 (126) 口座振替(任継) 1,929 件				
	貸付事業	高額医療費貸付件数 373 件 出産費用貸付件数 40 件		高額医療費貸付件数 265 件 出産費用貸付件数 15 件					
保健事業	健 診	被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 116,670 件 (33.8%) 乳がん・子宮がん検診 23,980 件 14,775 件 (12.0%)		被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 103,315 件 (42.0%) 乳がん・子宮がん検診 18,653 件 10,456 件 (12.4%)					
	保 健 指 導	被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 3,162 件 (11.7%) 6ヶ月後評価 1,440 件 (5.3%)		被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 4,513 件 (19.0%) 6ヶ月後評価 2,743 件 (11.6%)					
	その他保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ○新規適用事業所への健診受診勧奨 ○FM放送「Naack's」による健診受診勧奨 ○無料タウン情報誌へ掲載による健診受診勧奨 ○県・市町村と連携し保険者を超えた健康増進事業・健診受診勧奨として共同イベント開催 ○事業者健診データ提供及び健診受診勧奨業務委託の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○いちかわ産エスタ・千葉市健康まつりにイベントブース出展(禁煙推進事業) ○厚生労働省主催のスマートライフプロジェクト(柏市で実施)にイベントブース出展(禁煙推進事業) ○商工会議所等で小規模セミナー(禁煙推進事業) ○健康保険委員会等への電話支援(禁煙推進事業) ○メタバックな若者へ!ちよととあそびしてみませんか?作戦 					
レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)	資格点検 2,344 円	内容点検 997 円	外傷点検 285 円	資格点検 2,067 円	内容点検 1,148 円	外傷点検 371 円			
支部独自の創意工夫を活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○保険証送付時にチラシの同封による無資格受診防止、限度額適用認定証の活用促進等を実施 ○三師会・支社基金・健保組合連合会との協賛にて「保険証提示の啓発ポスター」を作成し、医科・歯科保険医療機関にポスター掲示依頼を行い無資格受診防止の啓蒙 ○医療機関からの資格関係照りの請求防止目的にて、「支社基金ニュース」へ記事掲載 ○顧問弁護士を活用した不正請求(受給)及び悪質債務者(返納金債権)への法的手段の取組み ○事業者健診データ提供への取組み <ul style="list-style-type: none"> ・50人以上の事業所を対象とした要請(年間120事業所) ・県内63市町村、社会福祉協議会、教育委員会等の自治体への要請 ・車加市と共同で、商工会館での定期健診終了時に受診者へデータ提供の取組みを実施 ○禁煙推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ①商工会主催のイベントにブースを出展し、呼気一酸化炭素濃度測定等を実施。 ②事業主向けに商工会等で小規模セミナーを開催し、喫煙対策や健康づくりについて啓蒙。 ③健康保険委員会に対して、事業所の喫煙率や喫煙対策について電話で聞き取りを行い、対策について指導。 ○被保険者と被扶養者が同時に健診を実施できる「ハッピー家族健診」の推進 ○被保険者の保健指導の外部委託を実施(8医療機関) ○保険料率変更について市町村広報誌に掲載(46市町村) 								

		東 京				神 奈 川				
概 況		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数		
()内は前年度の値	被保険者数 ①	2,147,137 人 (2,121,699 人)		231,322 ヲ所 (232,066 ヲ所)		698,037 人 (694,694 人)		69,524 ヲ所 (69,007 ヲ所)		
	うち任意継続被保険者数	10,832 人 (12,041 人)		標準報酬総額		10,575 人 (12,027 人)		標準報酬総額		
	被扶養者数 ②	1,432,465 人 (1,419,040 人)		8,929,016 百万円 (8,980,421 百万円)		520,181 人 (517,036 人)		2,872,002 百万円 (2,884,803 百万円)		
	加入者計 (①+②)	3,579,602 人 (3,540,739 人)		464,813 百万円 (453,936 百万円)		1,218,218 人 (1,211,730 人)		161,430 百万円 (159,379 百万円)		
	常勤職員	134 人		契約職員 199 人		58 人		契約職員 108 人		
健康保険給付等	各種証発行	健康保険証 1,036,024 件		限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 57,740 件 (28,965)		健康保険証 300,060 件		限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 19,218 件 (7,659)		
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	
	各種サービス	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)	
	貸付事業	高額医療費貸付件数 872 件		出産費用貸付件数 122 件		高額医療費貸付件数 335 件		出産費用貸付件数 30 件		
	保 健 事 業	健 診	被保険者 (特定保健指導)(実施率)		被扶養者 (特定保健指導)(実施率)		被保険者 (特定保健指導)(実施率)		被扶養者 (特定保健指導)(実施率)	
保 健 指 導		初回面談 8,000 件 (8.3%)		6ヶ月後評価 4,678 件 (4.9%)		初回面談 3,420 件 (8.2%)		6ヶ月後評価 575 件 (1.4%)		
その他保健事業		<ul style="list-style-type: none"> ○ 健診受診者に対する特定保健指導・健康相談案内リーフレットの送付 ○ 生活習慣病予防健診・特定健診の受診勧奨ラジオスポットCMの放送 ○ 特定健診の受診勧奨ポスターの作成 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定保健指導3か月経過者に対する「ステップアップ健診」の実施 ○ 区市町村他医療機関との連携による健診やがん予防キャンペーンの実施。 ○ 「女性の為のハッピーライフセミナー」の開催による乳がん子宮頸がん予防キャンペーンの実施。 ○ FMラジオ受働促進PRの実施。 				
レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)		資格点検	内容点検	外傷点検	資格点検	内容点検	外傷点検	資格点検	内容点検	外傷点検
支 部 独 自 の 創 意 工 夫 を 活 か した 主 な 取 組 み		<ul style="list-style-type: none"> ○ 加入者に最新の健康情報を届けるためのTBSラジオ健康情報番組「協会けんぽキラキラ健康サポーター」の放送と、同名のウェブサイトの運営(特別計上事業) ○ 年金事務所内協会けんぽ窓口間で情報共有する為の定期連絡文書の作成。利用頻度の低い窓口開設の隔日化。 ○ 健診受診率向上の為の新規適用事業所に対する健診案内の送付。被保険者向け特定保健指導の一部外部委託 ○ 厚生労働省主催の健康イベント「Smart Life Project フェア」へのブース出展 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 不用品文房具の回収を定期的に行い、必要な部室に再配備することにより、費用削減を図った。又SS運動を通して「見える化」を推進し、風通しのよい職場づくりを心掛けた。 ○ 健康保険委員に対し定期的に情報誌「協会けんぽKANAGAWA」を送付し、支部の保健事業についてご理解を頂くようにした。 ○ 支部内に提案箱を設置し、業務改革だけでなく、事務処理配りのヒヤリハット、又職員の悩みや苦情等にも対応できるよう、風通しのよい組織風土づくりを行った。 ○ 館内6か所に判りやすい事務所の案内板を設置し、来所される方々へのサービス向上を図った。 ○ 健診検問に対する事業所への受診勧奨委託及び業者に対する小規模事業所への電話による受診勧奨委託を行った。 				

		新 潟				富 山				
概 況		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数		
()内は前年度の値	被保険者数 ①	458,547 人 (455,732 人)		33,593 ヲ所 (33,485 ヲ所)		232,462 人 (235,091 人)		16,466 ヲ所 (16,510 ヲ所)		
	うち任意継続被保険者数	5,908 人 (6,944 人)		標準報酬総額		4,067 人 (4,884 人)		標準報酬総額		
	被扶養者数 ②	346,114 人 (348,410 人)		1,573,905 百万円 (1,574,067 百万円)		161,633 人 (164,707 人)		869,643 百万円 (863,304 百万円)		
	加入者計 (①+②)	804,661 人 (804,142 人)		101,838 百万円 (101,008 百万円)		394,095 人 (389,788 人)		50,761 百万円 (50,331 百万円)		
	常勤職員	42 人		契約職員 80 人		30 人		契約職員 40 人		
健康保険給付等	各種証発行	健康保険証 163,392 件		限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 17,971 件 (6,513)		健康保険証 90,493 件		限度額適用認定証 (年度末現在有効数) 9,167 件 (2,832)		
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	
	各種サービス	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任継)	
	貸付事業	高額医療費貸付件数 148 件		出産費用貸付件数 0 件		高額医療費貸付件数 283 件		出産費用貸付件数 0 件		
	保 健 事 業	健 診	被保険者 (特定保健指導)(実施率)		被扶養者 (特定保健指導)(実施率)		被保険者 (特定保健指導)(実施率)		被扶養者 (特定保健指導)(実施率)	
保 健 指 導		初回面談 4,747 件 (17.8%)		6ヶ月後評価 2,364 件 (8.9%)		初回面談 4,212 件 (26.1%)		6ヶ月後評価 2,052 件 (12.7%)		
その他保健事業		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校における健康づくり教育事業 ○ 事業所の喫煙対策支援事業(事業所の喫煙対策推進シンポジウム開催 県内3会場) ○ 休日の集い会場で特定保健指導 ○ 関係機関との協働事業(新潟市や社会保険協会主催のウォーキングやマラソン大会、健康福祉まつりなどの健康づくりイベントを協働実施) ○ 特定健診案内の県内全戸配布事業(30中、チラシ配布18市町村、広報紙掲載12市町村) 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣病予防健診等受診勧奨の外部委託。 ○ 事業所健診データ提供の促進動向にかかる外部委託。 ○ 特定健診(被扶養者)受診勧奨案内の送付。 ○ 保健指導(被扶養者)希望者に対する電話勧奨。 ○ IT利用の保健指導実施(100人)。 				
レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)		資格点検	内容点検	外傷点検	資格点検	内容点検	外傷点検	資格点検	内容点検	外傷点検
支 部 独 自 の 創 意 工 夫 を 活 か した 主 な 取 組 み		<ul style="list-style-type: none"> ○ 新潟市教育委員会の協力により、市内全小中学校へ案内し、0校617名の生徒を対象に生活習慣病予防に関する講演会を開催。生徒・教諭によるアンケート結果から生活習慣病予防に関する知識・意識度が高くなり向上し、好評であった。 ○ 加入者の受働喫煙防止・快適職場づくり等の目的で、個人ではなく、事業所を対象として、各分野の専門家や先駆的な取組事業所へ講師依頼し、県・自治体・労働局等の後援を得て、シンポジウムを開催。151名参加。アンケート結果では「内容は役に立った」80%以上、「今後喫煙対策に取組む」と40%回答。 ○ 平日、保健指導を受けられない職種や小規模事業所を対象に、休日の集い会場で特定保健指導会を開催。案内に対する申込率20%あり、参加者アンケートも好評であった。 				<ul style="list-style-type: none"> ○ 無資格受診防止及び返納金債権発生防止を目的として、「受診時保険証提示」ポスターを作成し、富山県内医療機関・富山県柔整師会加入の柔整師・富山県鍼灸マッサージ師会加入の鍼灸師等に掲示を依頼した。 ○ ジェネリック医薬品の使用促進の啓蒙のため、15秒TVスポットを11月に58本放送した。 ○ 高額療養費申請者の支給決定通知書に、限度額認定証の案内チラシを同封した。 ○ 北陸3支部(富山、石川、福井)のレセプト閲覧による査定情報等の共有化により、点検効果の引き上げを図った。 ○ 富山県内健康保険組合とレセプト点検に関する打合せを行い、査定情報の共有化を図り、県全体の医療費適正化に努めた。 ○ 広報委員会に加え、新たな支部内委員会(CS向上・経費削減・業務改善)を立ち上げ、全員参加の支部作りを進めた。 				

		石 川				福 井			
		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数	
概 況 ()内は前年度の値	被保険者数 ①	242,633 人 (247,399 人)		17,751 ヶ所 (17,938 ヶ所)		被保険者数 ①		170,548 人 (170,589 人)	
	うち任意継続被保険者数	4,745 人 (5,685 人)		標準報酬総額		うち任意継続被保険者数		1,977 人 (2,200 人)	
	被扶養者数 ②	174,520 人 (179,481 人)		892,009 百万円 (898,451 百万円)		被扶養者数 ②		613,110 百万円 (611,683 百万円)	
	加入者計 (①+②)	417,153 人 (426,880 人)		57,570 百万円 (57,052 百万円)		加入者計 (①+②)		39,513 百万円 (39,459 百万円)	
	常勤職員	32 人		契約職員	38 人		常勤職員	24 人	
		健康保険証		限度額適用認定証 (年度末現在有効)		健康保険証		限度額適用認定証 (年度末現在有効)	
健康保険給付等	各種証発行	92,078 件		10,272 件 (4,552)		61,379 件		7,085 件 (3,521)	
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付
	各種サービス	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インナーネット)	口座振替(任継)	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インナーネット)	口座振替(任継)
	貸付事業	高額医療費貸付件数	386 件		出産費用貸付件数	0 件		高額医療費貸付件数	160 件
保 健 事 業	健 診	被保険者		被扶養者		被保険者		被扶養者	
	保健指導	生活習慣病予防健診(受診率)		特定健診(受診率)		生活習慣病予防健診(受診率)		特定健診(受診率)	
	その他保健事業	レセプト点検実績(被保険者1人当り効果額)		資格点検		内容点検		外傷点検	
		2,059 円		2,598 円		327 円		2,205 円	
	2,492 円		2,492 円		391 円		2,492 円		
	2,059 円		2,598 円		327 円		2,205 円		
	2,492 円		2,492 円		391 円		2,492 円		
	2,059 円		2,598 円		327 円		2,205 円		
	2,492 円		2,492 円		391 円		2,492 円		

		山 梨				長 野			
		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数	
概 況 ()内は前年度の値	被保険者数 ①	131,630 人 (130,984 人)		12,197 ヶ所 (12,203 ヶ所)		被保険者数 ①		348,494 人 (347,587 人)	
	うち任意継続被保険者数	1,498 人 (1,499 人)		標準報酬総額		うち任意継続被保険者数		4,470 人 (5,237 人)	
	被扶養者数 ②	104,789 人 (104,380 人)		483,758 百万円 (481,691 百万円)		被扶養者数 ②		1,258,631 百万円 (1,257,073 百万円)	
	加入者計 (①+②)	236,419 人 (235,364 人)		30,588 百万円 (29,784 百万円)		加入者計 (①+②)		76,217 百万円 (74,437 百万円)	
	常勤職員	26 人		契約職員	32 人		常勤職員	35 人	
		健康保険証		限度額適用認定証 (年度末現在有効)		健康保険証		限度額適用認定証 (年度末現在有効)	
健康保険給付等	各種証発行	56,715 件		3,173 件 (1,073)		134,176 件		12,182 件 (6,355)	
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付
	各種サービス	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インナーネット)	口座振替(任継)	高額査定通知	ターンアラウンド通知	医療費通知(インナーネット)	口座振替(任継)
	貸付事業	高額医療費貸付件数	62 件		出産費用貸付件数	0 件		高額医療費貸付件数	431 件
保 健 事 業	健 診	被保険者		被扶養者		被保険者		被扶養者	
	保健指導	生活習慣病予防健診(受診率)		特定健診(受診率)		生活習慣病予防健診(受診率)		特定健診(受診率)	
	その他保健事業	レセプト点検実績(被保険者1人当り効果額)		資格点検		内容点検		外傷点検	
		2,163 円		771 円		686 円		1,780 円	
	870 円		870 円		279 円		870 円		
	2,163 円		771 円		686 円		1,780 円		
	870 円		870 円		279 円		870 円		
	2,163 円		771 円		686 円		1,780 円		
	870 円		870 円		279 円		870 円		

		岐 阜				静 岡												
		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数										
概 況 ()内は前年度の値	被保険者数 ①	380,277 人 (378,011 人)		26,437 ヶ所 (26,265 ヶ所)		被保険者数 ①		545,890 人 (547,825 人)		48,111 ヶ所 (48,308 ヶ所)								
	うち任意継続被保険者数	5,918 人 (6,722 人)		標準報酬総額		うち任意継続被保険者数		6,219 人 (7,114 人)		標準報酬総額								
	被扶養者数 ②	322,644 人 (323,366 人)		1,449,353 百万円 (1,441,973 百万円)		被扶養者数 ②		396,024 人 (398,740 人)		2,060,898 百万円 (2,089,192 百万円)								
	加入者計 (①+②)	702,921 人 (701,377 人)		92,317 百万円 (91,069 百万円)		加入者計 (①+②)		941,914 人 (946,365 人)		119,272 百万円 (118,552 百万円)								
	常勤職員	35 人		契約職員 59 人		常勤職員		50 人		契約職員 75 人								
健康保険給付等	健康保険証	142,058 件		限度額適用認定証 (年度末現在有効数)		268,761 件		16,598 件 (7,497)										
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付									
	各種サービス	高額査定通知	ターナーアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任職)	高額査定通知	ターナーアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任職)									
	貸付事業	高額医療費貸付件数	228 件		出産費用貸付件数	2 件		高額医療費貸付件数	299 件		出産費用貸付件数	0 件						
保健事業	健 診	被保険者		被扶養者		被保険者		被扶養者										
	保健指導	生活習慣病予防健診(受診率)		乳がん・子宮がん検診		特定健診(受診率)		生活習慣病予防健診(受診率)		乳がん・子宮がん検診		特定健診(受診率)						
	その他保健事業	被保険者(特定保健指導)(実施率)		被扶養者(その他の保健指導)		被保険者(特定保健指導)(実施率)		被扶養者(その他の保健指導)										
	レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)	資格点検	1,968 円		内容点検	1,049 円		外傷点検	384 円		資格点検	1,970 円		内容点検	925 円		外傷点検	391 円
支那独自の創意工夫を活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防健診実施率及び事業者健診結果データ取得向上のため、15健診委託機関と勤労委託契約を実施。 市町村、医師会、健診機関と連携し、集団健診受診の同時実施。また、受診券を自宅発送する。 「事業所健康診断」を事業所に提示し、保健指導ツールとして活用。 県内85の商工会議所及び商工会に協力を依頼。77カ所(前年は22カ所)に申請書の配備をすることにより給付申請書入手の利便性を図った。 派遣看護師術後療養費の全件審査を、事前審査と審査会における審査の計2回実施し、返戻及び照会を年間4,000件実施。給付の適正化を推進した。 保険給付適正化会議を6回開催し、給付金請求内容に疑義が生じた案件について対応等を協議した。 																	

		愛 知				三 重												
		加入者数		事業所数		加入者数		事業所数										
概 況 ()内は前年度の値	被保険者数 ①	1,212,692 人 (1,210,372 人)		93,742 ヶ所 (94,055 ヶ所)		被保険者数 ①		271,449 人 (268,594 人)		22,131 ヶ所 (22,431 ヶ所)								
	うち任意継続被保険者数	16,987 人 (20,354 人)		標準報酬総額		うち任意継続被保険者数		5,192 人 (6,048 人)		標準報酬総額								
	被扶養者数 ②	984,709 人 (984,395 人)		4,926,758 百万円 (4,918,671 百万円)		被扶養者数 ②		209,802 人 (208,023 人)		1,017,864 百万円 (1,007,153 百万円)								
	加入者計 (①+②)	2,197,401 人 (2,194,767 人)		281,979 百万円 (278,170 百万円)		加入者計 (①+②)		481,051 人 (476,617 人)		61,685 百万円 (61,068 百万円)								
	常勤職員	97 人		契約職員 150 人		常勤職員		32 人		契約職員 50 人								
健康保険給付等	健康保険証	487,731 件		33,843 件 (14,869)		健康保険証		117,035 件		8,688 件 (4,246)								
	現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付	高額療養費	傷病手当金	出産育児一時金	その他の現金給付									
	各種サービス	高額査定通知	ターナーアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任職)	高額査定通知	ターナーアラウンド通知	医療費通知(インターネット)	口座振替(任職)									
	貸付事業	高額医療費貸付件数	692 件		出産費用貸付件数	4 件		高額医療費貸付件数	257 件		出産費用貸付件数	1 件						
保健事業	健 診	被保険者		被扶養者		被保険者		被扶養者										
	保健指導	生活習慣病予防健診(受診率)		乳がん・子宮がん検診		特定健診(受診率)		生活習慣病予防健診(受診率)		乳がん・子宮がん検診		特定健診(受診率)						
	その他保健事業	被保険者(特定保健指導)(実施率)		被扶養者(その他の保健指導)		被保険者(特定保健指導)(実施率)		被扶養者(その他の保健指導)										
	レセプト点検実績 (被保険者1人当り効果額)	資格点検	1,578 円		内容点検	1,080 円		外傷点検	455 円		資格点検	2,175 円		内容点検	1,215 円		外傷点検	582 円
支那独自の創意工夫を活かした主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 医師会や鍼灸師会の協力の「はり灸あんまマッサージのかり方」を医療機関等へ配付 愛知県内の全職業安定所の来訪者に保険証返還のためのチラシを配付した。(100,000部) ジェネリック医薬品使用促進セミナー(中日新聞社主催 於国際会議場)に講師派遣 限度額認定証等申請書の設置依頼のため、医療機関に職員訪問(200機関) 業務改善・サービス向上委員会を設置し、テーマ設定し、支那長以下全職員で取り組んだ。 外国語対応の説明冊子、申請書の作成(英語、中国語、ポルトガル語) 被扶養者による集団検診推進のため、委託機関の拡大及び実施場所の充実、広報の実施。 受診率向上と、事業者健診データ取得強化のため、生活習慣病予防健診委託医療機関との無償による業務委託 償還回収強化のため、債権整理を設け、個別徴収の強化、強制徴収の実施。 レセプト点検において、職員を内容点検に特化し、指導できる人材育成を実施している。 																	